

大槌町地域防災計画 新旧対照表

本 編

本 編
第 1 章 総則

項	現計画	修正案	備 考
1-6-1	<p>第 6 節 防災機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第 1 防災機関の責務</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方公共機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう、<u>勧告</u>、指導、助言等を行う。</p>	<p>第 6 節 防災機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第 1 防災機関の責務</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方公共機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう、<u>指示</u>、指導、助言等を行う。</p>	<p>■所要の修正</p>
1-7-1	<p>第 7 節 大槌町の概況</p> <p>第 1 大槌町の地域特性</p> <p>2 気 候</p> <p>町の気候は、内陸部の大陸性気候とは異なる、海洋性気候のため寒暖の差が少なく、四季を通じて温暖で平成 27 年から平成 29 年までの年間平均気温は <u>11.6℃</u> となっている。また、降水量は夏から秋にかけて多く、冬（積雪量を含む）は少ない。</p>	<p>第 7 節 大槌町の概況</p> <p>第 1 大槌町の地域特性</p> <p>2 気 候</p> <p>町の気候は、内陸部の大陸性気候とは異なる、海洋性気候のため寒暖の差が少なく、四季を通じて温暖で平成 23 年から令和 2 年までの年間平均気温は <u>11.5℃</u> となっている。また、降水量は夏から秋にかけて多く、冬（積雪量を含む）は少ない。</p>	<p>■所要の修正</p>

第5 気象

町の気候は、内陸部の大陸性気候とは異なる、海洋性気候のため寒暖の差が少なく、四季を通じて温暖で平成 27 年から平成 29 年までの年間平均気温は 11.6℃となっている。また、降水量は夏から秋にかけて多く、冬（積雪量を含む）は少ない。

[町の気象]

平均気温 (°C)						年間 平均 気温	備考
1月	2月	3月	4月	5月	6月	12	観測地 点：新 町
2	2.5	6.2	8.6	15.1	18.9		
7月	8月	9月	10月	11月	12月		
19.9	24.9	20.7	13.8	9.1	2.1		

※) 表示の月次気温は、令和2年の平均値

降水量 (mm)						年間平均 降水量 (mm)	年間降水 量総量 (mm)
1月	2月	3月	4月	5月	6月	144.75	1737
116.5	40	95.5	240	124	82		
7月	8月	9月	10月	11月	12月		
355.5	99	396	162	11	15.5		

※) 表示の月次降水量は、令和2年の平均値（出典）気象庁「過去の気象データ」

第5 気象

町の気候は、内陸部の大陸性気候とは異なる、海洋性気候のため寒暖の差が少なく、四季を通じて温暖で平成 23 年から令和2年までの観測で求められた年平均気温は 11.5℃となっている。また、降水量は夏から秋にかけて多く、冬（積雪量を含む）は少ない。

[町の気象]

気温平均値 (°C)						年平均 気温
1月	2月	3月	4月	5月	6月	11.5 (°C)
0.6	1.8	4.6	9.4	14.9	17.6	
7月	8月	9月	10月	11月	12月	
21.6	23.3	20.2	13.9	8.1	2.7	

降水量平年値 (mm)						年 降水量 (mm)	既往最大 年降水量 (mm)
1月	2月	3月	4月	5月	6月	1550.1	1737 (統計期間： 2011/6～ 2021/12)
40.2	45.6	112.8	127.3	128.8	134.3		
7月	8月	9月	10月	11月	12月		
138.2	213.4	245.2	211.8	55.0	59.8		

■所要の修正

〔雨量計設置個所〕			〔雨量計設置個所〕			■ 所要の修正
観測所名	地域名	管理者	観測所名	地域名	管理者	
新町（気象）	大槌町新町	盛岡地方気象台	大槌橋（県）	大槌町末広町	岩手県	
大槌橋（県）	大槌町末広町	岩手県	大槌（気象）	大槌町金沢 29-19	盛岡地方気象台	
大槌（気象）	大槌町金沢 29-19	盛岡地方気象台				

第2章 災害予防計画

頁	現計画	修正案	備考
2-1-1	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民に対する防災知識の普及</p> <p>○ 町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災教育及び防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 平常時における心得</p> <p>① 地域の危険箇所や<u>避難場所、避難路</u>等を確認すること。</p> <p>②～⑧ [略]</p>	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民に対する防災知識の普及</p> <p>○ 町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で<u>タイミング</u>を逸することなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災教育及び防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 平常時における心得</p> <p>① 地域の危険箇所や<u>指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などの避難場所、避難経路</u>等を確認する。</p> <p>②～⑧ [略]</p> <p>⑨ <u>広域避難の実効性を確認するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認す</u></p>	<p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の</p>

	<p>⑨ いざという時の対処方法を検討する。 エ～ケ [略] ○ [略] ○ [略]</p>	<p>る。 ⑩ いざという時の対処方法を検討する。 エ～ケ [略] ○ [略] ○ [略] ○ <u>町は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。</u></p>	<p>修正に合わせた修正</p> <p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p>																											
2-2-1	<p>第2節 地域活動活性化計画</p> <p>以下 [略]</p>	<p>第2節 地域防災活動活性化計画</p> <p>以下 [略]</p>	<p>■ 所要の修正</p>																											
2-5-1	<p>第5節 気象業務整備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 観測体制の整備等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 気象観測施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>所在地</th> <th>設置機関</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大槌</td> <td>金沢</td> <td rowspan="2">気象庁</td> <td>降水量</td> </tr> <tr> <td>新町</td> <td>新町</td> <td>降水量、風向、風速 気温（臨時地域観測所）</td> </tr> <tr> <td>大槌橋</td> <td>末広町</td> <td>岩手県</td> <td>降水量</td> </tr> </tbody> </table>	観測所名	所在地	設置機関	備考	大槌	金沢	気象庁	降水量	新町	新町	降水量、風向、風速 気温（臨時地域観測所）	大槌橋	末広町	岩手県	降水量	<p>第5節 気象業務整備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 観測体制の整備等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 気象観測施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>所在地</th> <th>設置機関</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大槌</td> <td>金沢</td> <td>気象庁</td> <td>降水量</td> </tr> <tr> <td>大槌橋</td> <td>末広町</td> <td>岩手県</td> <td>降水量</td> </tr> </tbody> </table>	観測所名	所在地	設置機関	備考	大槌	金沢	気象庁	降水量	大槌橋	末広町	岩手県	降水量	<p>■ 所要の修正</p>
観測所名	所在地	設置機関	備考																											
大槌	金沢	気象庁	降水量																											
新町	新町		降水量、風向、風速 気温（臨時地域観測所）																											
大槌橋	末広町	岩手県	降水量																											
観測所名	所在地	設置機関	備考																											
大槌	金沢	気象庁	降水量																											
大槌橋	末広町	岩手県	降水量																											

2-6-1	<p>第6節 通信確保計画</p> <p>第1 基本計画</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用が必要である。</u></p> <p>以下 [略]</p>	<p>第6節 通信確保計画</p> <p>第1 基本計画</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>効率的・効果的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</u></p> <p>以下 [略]</p>	<p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p>
2-7-1	<p>第7節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 町の避難計画</p> <p>○ 町は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア <u>避難準備・高齢者等避難開始（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるもの）、避難指示、災害発生情報の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法</u></p> </div> <p>イ～ケ [略]</p>	<p>第7節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 町の避難計画</p> <p>○ 町は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア <u>高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の一般住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの）、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発</u></p> </div>	<p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ 町は、「<u>避難指示等に関するガイドライン</u>」を参考に、<u>高齢者等避難、避難指示及び災害発生情報</u>（以下「<u>避難指示等</u>」という。）の具体的な発令基準を策定し、町地域防災計画に明記するとともに、避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定するように努める。 ○ 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、<u>避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするの</u> 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">令区域・タイミング及び伝達方法</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ～ケ [略]</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ 町は、「<u>避難情報に関するガイドライン</u>」を参考に、<u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u>（以下本編中「<u>避難指示等</u>」という。）の具体的な発令基準を策定し、町地域防災計画に明記するとともに、<u>その内容について避難計画とあわせて住民に周知する</u>。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定するように努める。 ○ 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、<u>安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める</u> 	令区域・タイミング及び伝達方法	イ～ケ [略]	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正 ● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正
令区域・タイミング及び伝達方法					
イ～ケ [略]					

	<p>ではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、<u>発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</u>国土交通省、気象庁及び県は、市町村に対し、これらの基準及び<u>範囲</u>の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>○ 避難計画に盛り込む等の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、市町村による避難指示等の基準の策定又は見直しを支援する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 広域一時滞在</p> <p>(1) 町の役割</p>	<p>ものとする。国土交通省、気象庁及び県は、市町村に対し、これらの基準及び<u>対象区域</u>の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>○ 避難計画に盛り込む<u>避難指示</u>等の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、市町村による避難指示等の基準の策定又は見直しを支援する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>広域避難及び広域一時滞在</u></p> <p>(1) 町の役割</p> <p>○ <u>町は、災害が発生するおそれがあり、自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村へ又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。</u></p>	<p>◇岩手県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p>
--	--	--	---

- 町は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内の他市町村への一時的な滞在（以下「県内広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- 町は、県内広域一時滞在の受入れを想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定める。また、安否情報等の情報収集伝達体制の整備、具体的な受入方法を定めたマニュアル等の整備に努める。

(2) 県との連携

- 県は、県内広域一時滞在及び県外広域一時滞在並びに他都道府県広域一時滞在の受入れが円滑に実施できるよう、連絡・調整窓口の明確化を図るとともに、他の都道府県の協議窓口や県内の受入れ可能な施設をあらかじめ把握するなど、具体的な手続き等を定めたマニュアル等を整備する。

[県本部の担当]

等	課等	出先機関	担当業務
総務部	総合防災室	広域振興局 経営企画部等	[略]
ふるさ	交通政	広域振興局	・県内広域一時滞在等に

- 町は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- 町は、広域避難又は広域一時滞在の受入れ（他都道府県からの受入を含む。以下「広域避難等」という。）を想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法を定めたマニュアル等の整備に努める。

(2) 県との連携

- 県は、広域避難等の受入れが円滑に実施できるよう、連絡・調整窓口の明確化を図るとともに、他の都道府県の協議窓口や県内の受入れ可能な施設をあらかじめ把握するなど、具体的な手続き等を定めたマニュアル等を整備する。

[県本部の担当]

等	課等	出先機関	担当業務
復興防災部	防災課	広域振興局 経営企画部等	[略]
	復興く	広域振興局	・県内広域避難又は県内

● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正

● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正

● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正

◇ 岩手県地域防災計画に合わせた修正

と 振 興 部	策室	経営企画部等	係る輸送体制の連絡・調整等
保 険 福 祉 部	保 険 福 祉 企 画 室	広域振興局 保険福祉環境部等	・県内広域一時滞在等に 係る連絡・調整等

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

○ [略]

[略]

○ [略]

○ [略]

	ら し 再 建 課	保健福祉環境 部等	広域一時滞在等に係る 連絡・調整
ふ る さ と 振 興 部	交 通 政 策 室	広域振興局 経営企画部等	・ <u>県内広域避難又は県内 広域一時滞在等に係る 輸送体制の連絡・調整等</u>

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

○ [略]

○ 町は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村から避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

[略]

○ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを住民等へ周知するよう努める。

○ [略]

○ 町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

○ [略]

○ 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を

● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正

● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正

● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正

● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正

	<p>以下 [略]</p> <p>第5 [略]</p> <p>第6 避難に関する広報</p> <p>○ 町は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所、過去の浸水区域等を示したハザードマップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、<u>あらゆる機会</u>を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。</p>	<p><u>受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。</u></p> <p>○ <u>町は、福祉避難所について、受入を想定しない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入対象者を特定して公示する。</u></p> <p>以下 [略]</p> <p>第5 [略]</p> <p>第6 避難に関する広報</p> <p>○ 町は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所、過去の浸水区域等を示したハザードマップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施、<u>ホームページやアプリケーションなど、多様な手段</u>を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。</p>	<p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p>
2-9-1	<p>第9節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 避難行動要支援者の<u>実態把握</u></p> <p>○ [略]</p>	<p>第9節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 避難行動要支援者<u>名簿及び個別避難計画</u></p> <p>○ [略]</p>	<p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p>

		<p>○ <u>町は、大槌町地域防災計画に基づき、防災対策課や健康福祉課など関係課の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に関わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>町は、大槌町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、岩手県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に関わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得て、個別避難計画を提供するものとする。</u></p> <p>○ <u>町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p>○ <u>町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよ</u></p>	<p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p>
--	--	--	---

	<p>○ [略] 以下 [略]</p>	<p><u>う、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>○ [略] 以下 [略]</p>	
2-13-1	<p>第13節 建築物等安全確保計画 第1～第4 [略] 第5 建築物の安全確保 ○ [略] ○ [略] ○ [略] 以下 [略]</p>	<p>第13節 建築物等安全確保計画 第1～第4 [略] 第5 建築物の安全確保 ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ <u>町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。</u> 以下 [略]</p>	<p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p>
2-17-1	<p>第17節 風水害予防計画 第1 基本方針 1 洪水等による水害を予防するため、河川改修事業、砂防事業、治山事業を計画的に実施する。 2～4 [略]</p>	<p>第17節 風水害予防計画 第1 基本方針 1 洪水等による水害を予防するため、<u>町は、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、河川改修事業、砂防事業、治山事業を計画的に実施する。</u> 2～4 [略] 第2 <u>風水害に強いまちづくり</u> ○ <u>町は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・</u></p>	<p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p>

	<p>第2 河川改修事業 [略]</p> <p>第3 砂防事業 [略]</p> <p>第4 治山事業 [略]</p> <p>第5 河川情報基盤整備事業等 [略]</p> <p>第6 施設の管理</p>	<p><u>減災目標を設定するよう努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>町は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居住の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。</u></p> <p>○ <u>町は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域については、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</u></p> <p>第3 河川改修事業 [略]</p> <p>第4 砂防事業 [略]</p> <p>第5 治山事業 [略]</p> <p>第6 河川情報基盤整備事業等 [略]</p> <p>第7 施設の管理</p>	<p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>■ 所要の修正</p>
--	--	--	--

	<p>[略]</p> <p>第7 浸水想定区域の公表及び周知</p> <p>[略]</p> <p>第8 風害予防の普及啓発</p> <p>[略]</p> <p>第9 関係者間の密接な連携体制の構築</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>第8 浸水想定区域の公表及び周知</p> <p>[略]</p> <p>第9 風害予防の普及啓発</p> <p>[略]</p> <p>第10 関係者間の密接な連携体制の構築</p> <p>[略]</p>													
2-19-1	<p>第19節 土砂災害予防計画</p> <p>第1～第6 [略]</p> <p>第7 土砂災害予防計画</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 町は、豪雨・長雨降雨等により、土地崩壊災害が予想される場合で、<u>気象警報等が発表されない場合、町が定めた雨量基準により、警戒配備の体制をとるとともに、警察署及び消防署と緊密な連絡をとり、巡回等の警戒を実施する。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>危険箇所には標示板を設置する。</u></p> <p>【警戒体制をとる場合の基準雨量】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>前日までの連続雨量が100mm以上あった場合</th> <th>前日までの連続雨量が40～100mmあった場合</th> <th>前日までの雨量がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険区域の警戒巡視等</td> <td>当日の降雨量が50mmを超えたとき</td> <td>当日の降雨量が80mmを超えたとき</td> <td>当日の降雨量が100mmを超えたとき</td> </tr> <tr> <td>住民に対する高齢者等避難の広報等</td> <td>当日の降雨量が50mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき</td> <td>当日の降雨量が80mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき</td> <td>当日の降雨量が100mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき</td> </tr> </tbody> </table>		前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの雨量がない場合	危険区域の警戒巡視等	当日の降雨量が50mmを超えたとき	当日の降雨量が80mmを超えたとき	当日の降雨量が100mmを超えたとき	住民に対する高齢者等避難の広報等	当日の降雨量が50mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の降雨量が80mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の降雨量が100mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	<p>第19節 土砂災害予防計画</p> <p>第1～第6 [略]</p> <p>第7 土砂災害予防計画</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 町は、豪雨・長雨降雨等により、土地崩壊災害が予想される場合で、<u>気象警報等が発表されない場合、必要により警戒配備の体制をとるとともに、警察署及び消防署と緊密な連絡をとり、巡回等の警戒を実施する。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>危険箇所を発見した場合は周辺住民に周知する。</u></p> <p>[削除]</p> <p>[表削除]</p>	<p>★現状に合わせた町の修正</p> <p>★現状に合わせた町の修正</p>
	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの雨量がない場合												
危険区域の警戒巡視等	当日の降雨量が50mmを超えたとき	当日の降雨量が80mmを超えたとき	当日の降雨量が100mmを超えたとき												
住民に対する高齢者等避難の広報等	当日の降雨量が50mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の降雨量が80mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の降雨量が100mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき												

	<p>第8 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <p><u>大雨警報（土砂災害）が発表されている場合において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて1 km メッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台が協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 利用に当たっての留意事項</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示等の対象地域の拡大等の更なる措置を検討すること。</p> <p>5 [略]</p>	<p>第8 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <p><u>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 利用に当たっての留意事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大や緊急安全確保の発令の更なる措置を検討すること。</p> <p>(5) <u>市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。</u></p> <p><u>危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u></p> <p>5 [略]</p>	<p>○避難情報に関するガイドラインの改訂に伴う修正</p> <p>■所要の修正</p> <p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>○避難情報に関するガイドラインの改訂に伴う修正</p>
--	--	---	--

	<p>6 避難指示のための情報提供 [略] 【土砂災害警戒情報の補足情報】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>極めて危険 【警戒レベル4に相当】</td> <td>濃い紫</td> <td>すでに土砂災害警戒情報の基準に到達 (避難指示の検討が必要な状況)</td> </tr> <tr> <td>非常に危険 【警戒レベル4に相当】</td> <td>薄い紫</td> <td>2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の検討が必要な状況)</td> </tr> <tr> <td>警戒 【警戒レベル3に相当】</td> <td>赤</td> <td>2時間先までに警報基準に到達すると予想 (高齢者等避難の検討が必要な状況)</td> </tr> <tr> <td>注意 【警戒レベル2に相当】</td> <td>黄</td> <td>2時間先までに注意報基準に到達すると予想</td> </tr> <tr> <td>今後の注意報に注意</td> <td>白</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	危険度	表示	状況	極めて危険 【警戒レベル4に相当】	濃い紫	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達 (避難指示の検討が必要な状況)	非常に危険 【警戒レベル4に相当】	薄い紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の検討が必要な状況)	警戒 【警戒レベル3に相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想 (高齢者等避難の検討が必要な状況)	注意 【警戒レベル2に相当】	黄	2時間先までに注意報基準に到達すると予想	今後の注意報に注意	白	—	<p>6 避難指示等のための情報提供 [略] 【土砂災害警戒情報の補足情報】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険度</th> <th>表示</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>極めて危険 【警戒レベル5相当】</td> <td>黒</td> <td>実況値がすでに土砂災害警戒情報の判断基準以上となった場合 (緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みが必要な状況)</td> </tr> <tr> <td>危険 【警戒レベル4相当】</td> <td>紫</td> <td>2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準となる場合 (避難指示の判断が必要な状況)</td> </tr> <tr> <td>警戒 【警戒レベル3相当】</td> <td>赤</td> <td>2時間先までの予測値が大雨(土砂災害)の警報基準以上となる場合 (高齢者等避難の検討が必要な状況)</td> </tr> <tr> <td>注意 【警戒レベル2相当】</td> <td>黄</td> <td>2時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準以上となる場合</td> </tr> <tr> <td>今後の注意報に留意</td> <td>白</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	危険度	表示	状況	極めて危険 【警戒レベル5相当】	黒	実況値がすでに土砂災害警戒情報の判断基準以上となった場合 (緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みが必要な状況)	危険 【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準となる場合 (避難指示の判断が必要な状況)	警戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までの予測値が大雨(土砂災害)の警報基準以上となる場合 (高齢者等避難の検討が必要な状況)	注意 【警戒レベル2相当】	黄	2時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準以上となる場合	今後の注意報に留意	白	—	<p>○避難情報に関するガイドラインの改訂に伴う修正</p> <p>○避難情報に関するガイドラインの改訂に伴う修正</p>
危険度	表示	状況																																					
極めて危険 【警戒レベル4に相当】	濃い紫	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達 (避難指示の検討が必要な状況)																																					
非常に危険 【警戒レベル4に相当】	薄い紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の検討が必要な状況)																																					
警戒 【警戒レベル3に相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想 (高齢者等避難の検討が必要な状況)																																					
注意 【警戒レベル2に相当】	黄	2時間先までに注意報基準に到達すると予想																																					
今後の注意報に注意	白	—																																					
危険度	表示	状況																																					
極めて危険 【警戒レベル5相当】	黒	実況値がすでに土砂災害警戒情報の判断基準以上となった場合 (緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みが必要な状況)																																					
危険 【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準となる場合 (避難指示の判断が必要な状況)																																					
警戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までの予測値が大雨(土砂災害)の警報基準以上となる場合 (高齢者等避難の検討が必要な状況)																																					
注意 【警戒レベル2相当】	黄	2時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準以上となる場合																																					
今後の注意報に留意	白	—																																					

第3章 災害応急対策計画

頁	現計画	修正案	
3-1-1	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 町の活動体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] <p>1 [略]</p> <p>2 災害対策本部組織及び活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 「略」 <p>(1) 組織</p> <p>以下組織概要を示す。詳細については、別表1及び資料編3-1-3「大槌町災害対策本部規定」を参照。</p> <p>ア・イ [略]</p>	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 町の活動体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] <p><u>○ 町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。</u></p> <p>1 [略]</p> <p>2 災害対策本部組織及び活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 「略」 <p>(1) 組織</p> <p>以下組織概要を示す。詳細については、別表1及び資料編3-1-3「大槌町災害対策本部規定」を参照。</p> <p>ア・イ [略]</p>	<p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p>

	<p>ウ 災害対策本部員は、<u>総務課及び防災対策課職員</u>の他、<u>災害対策本部長</u>が指名する。</p> <p>エ 部及び班構成は、別表1のとおりである。</p> <p>オ 本部の職務を下表に示す。 [以下略]</p> <p>第3 職員の活動体制</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="331 778 976 1361"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>1号非常 配備</td> <td>① [略] ② [略] ③津波注意報が発表されたとき ④避難情報を発令し、避難所を開設したとき ⑤その他相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき</td> <td>・本部長、副本部長及び各部長 ・本部運営部及び総務部職員 ・災害対策本部長指示職員</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	配備職員	[略]	[略]	[略]	1号非常 配備	① [略] ② [略] ③津波注意報が発表されたとき ④避難情報を発令し、避難所を開設したとき ⑤その他相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき	・本部長、副本部長及び各部長 ・本部運営部及び総務部職員 ・災害対策本部長指示職員	<p>ウ 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、<u>議会事務局長及び主幹を除く全ての課長級以上の職員</u>の他、本部長が指名する。</p> <p>エ <u>本部長が指名する職員は、本部運営部、総務部職員及びその他の職員とする。</u></p> <p>オ <u>その他の職員は、必要により本部長が指名し、総務部が連絡する。</u></p> <p>カ 部及び班構成は、別表1のとおりである。</p> <p>キ 本部の職務を下表に示す。 [以下略]</p> <p>第3 職員の活動体制</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="1028 778 1673 1361"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>1号非常 配備</td> <td>ア [略] イ [略] ウ避難情報を発令し、避難所を開設したとき エその他相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき</td> <td>① 本部員 ② 本部運営部及び総務部職員 ③ 本部長指示職員 (<u>避難所開設時は避難所運営職員</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	配備職員	[略]	[略]	[略]	1号非常 配備	ア [略] イ [略] ウ避難情報を発令し、避難所を開設したとき エその他相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき	① 本部員 ② 本部運営部及び総務部職員 ③ 本部長指示職員 (<u>避難所開設時は避難所運営職員</u>)	<p>★現状に合わせた町の修正</p> <p>★現状に合わせた町の修正</p> <p>★現状に合わせた町の修正</p> <p>◎町の現状改善に伴う修正</p>
区分	配備基準	配備職員																			
[略]	[略]	[略]																			
1号非常 配備	① [略] ② [略] ③津波注意報が発表されたとき ④避難情報を発令し、避難所を開設したとき ⑤その他相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき	・本部長、副本部長及び各部長 ・本部運営部及び総務部職員 ・災害対策本部長指示職員																			
区分	配備基準	配備職員																			
[略]	[略]	[略]																			
1号非常 配備	ア [略] イ [略] ウ避難情報を発令し、避難所を開設したとき エその他相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき	① 本部員 ② 本部運営部及び総務部職員 ③ 本部長指示職員 (<u>避難所開設時は避難所運営職員</u>)																			

				1号津波 非常配備	津波注意報が発表されたとき	① 本部員 ② 本部運営部 及び総務部職員 ③ 避難所運営 職員 ④ 本部長指示 職員	◎町の現状改善に伴う 修正	
2号非常 配備	① [略] ② [略] ③ 「略」	[略]		2号非常 配備	ア [略] イ [略] 立 [略]	[略]		
<p>○ [略]</p> <p>2 勤務時間外の対応</p> <p>(1) 参集</p> <p> <u>配備基準</u>にもとづき、<u>参集先を確認する</u>。ただし、勤務時間外の参集や、勤務時間内の外出時において、津波到達予想時刻が迫っている場合、安全な移動行程が確保できない場合等、安全が確保できない場合は参集せず、自宅その他の安全な場所で待機する。</p> <p>(2) 夜間・休日等の時間外における<u>連絡体制</u></p> <p>ア 警戒配備 [略]</p>				<p>○ [略]</p> <p>2 勤務時間外の対応</p> <p>(1) 参集の判断</p> <p> <u>職員初動マニュアル</u>にもとづき、<u>参集先を判断する</u>。ただし、勤務時間外の参集や、勤務時間内の外出時において、<u>津波警報・大津波警報が発表された場合は、津波到達予想時刻の 15 分前までに中央公民館に参集できない場合や安全な移動行程が確保できない場合等、安全が確保できない場合は参集せず、最寄りの避難所に参集するか、自宅又はその他の安全な場所で待機する</u>。</p> <p>(2) 夜間・休日等の時間外における<u>参集</u></p> <p>ア 警戒配備 [略]</p>				◎町の現状改善のための 修正

	<p>イ 1号非常配備 <u>本部運営部及び総務部職員は配備基準に基づき参集する。また、災害対策本部長は、参集すべき職員を示し、総務部が連絡する。</u></p> <p>ウ 2号非常配備 <u>全職員は、配備基準に基づき参集する他、各部長は、部内職員との連絡体制を確保する。</u></p> <p>3・4 [略] 第4 [略]</p>	<p>イ 1号非常配備 <u>本部員及び本部長が指名する職員は配備基準に基づき参集する。</u></p> <p>ウ 1号津波非常配備 <u>本部員及び本部長が指名する職員は、配備基準に基づき参集する他、指定避難所を開設する。</u></p> <p>エ 2号非常配備 <u>全職員は、配備基準に基づき参集する。ただし、津波警報・大津波警報が発令された場合で、津波到達予想時刻の15分前までに中央公民館に参集できない場合は、職員初動マニュアルに基づき行動する。また、各部長は、部内職員<u>の安否確認を行うとともに連絡体制を確保する。</u></u></p> <p>3・4 [略] 第4 [略]</p>	<p>★現状に合わせた町の修正</p> <p>◎町の現状改善に伴う修正</p> <p>◎町の現状改善に伴う修正</p>
--	--	---	---

別表1 [大槌町災害対策本部組織編成表]

部長	副部長	班長	班員
本部運営部 (略)		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]		[略]	[略]
[略]		[略]	[略]
町民部 (町民課長)		救援班(国民年金班長) 防疫班(町民生活班長) 食糧班(町民生活班長 ※兼務) 清掃班(清掃管理班長)	[略]
福祉部	[略]	福祉班([略]) 被災者支援班([略]) 救護班([略]) 地域包括支援班(健康長 寿班長※兼務)	健康福祉課 職員 協働地域づ くり推進課 職員
産業部		農林・水産班(一次産業 活性化班長) 商工班(商工観光班長)	[略]
土木部 (地域整備課 長)		[略]	[略]

別表1 [大槌町災害対策本部組織編成表]

部長	副部長	班長	班員
本部運営部 (略)		[略]	[略] 兼務併任職員
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]		[略]	[略]
[略]		[略]	[略]
町民部 (町民課 長)		救援班(国民年金班長) 防疫班(戸籍・住基班長) 食糧班(戸籍・住基班長 ※兼務) 清掃班(環境生活班長)	[略]
福祉部	[略]	福祉班([略]) 被災者支援班([略]) 救護班([略]) 地域包括支援班(介護班 長)	健康福祉課職 員 震災伝承推進 班職員
産業部		産業振興班(主幹兼商工 観光班長)	[略]
土木部 (技監)	地域整 備課長	[略]	[略]

★現状に合わせた町の
修正

水道部 (上下水道課長)		調査復旧班(上下水道課工務班長) 給水班(業務班長)	[略]
教育部 (学務課長)	[略]	[略]	[略]

水道部 (上下水道課長)		情報班(上下水道課工務班長) 調査復旧班(上下水道課工務班長兼務) 浄水場・処理場班(上下水道課工務班長兼務) 総務班(業務班長)	[略]
教育部 (教育次長)	学務課長 生涯学習課長	[略]	[略] 協働地域づくり班職員

別表2 [災害対策本部事務分掌]

分	班	分掌事務
本部運営部	本部運営班	①情報の収集、報告に関すること ②対策立案に関すること ③各部の行う防災対策の総合調整に関すること ④災害対策本部会議に関すること ⑤防災関係機関との連絡調整に関すること ⑥避難所の設置判断に関すること

別表2 [災害対策本部事務分掌]

分	班	分掌事務
本部運営部	本部運営班	①災害対策本部の開設及び閉鎖に関すること ②情報の収集、報告に関すること ③災害に対する応急対応又は拡大防止のための対策立案に関すること ④各部の行う防災対策の総合調整に関すること ⑤災害対策本部会議に関すること ⑥県、他市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑦避難所の開設判断、運営調整及び施設管理

★現状に合わせた町の修正

			⑦避難指示等の発令に関すること			者との連絡調整に関すること ⑧避難指示等の発令に関すること ⑨防災行政無線等の通信業務に関すること ⑩警戒区域の設定及び立入制限等に関する こと		
	総務部	総務班	①本部の庶務に関すること ②自衛隊の派遣要請に関すること ③国、県に対する災害に関する要請、陳情、行政外団体との交渉に関すること ④報道機関との連絡調整に関すること ⑤災害広報、記録に関すること ⑥防災行政無線の通信業務に関すること ⑦その他他部に属さない事項	総務部	総務班	①本部の庶務に関すること ②総合相談窓口の設置に関すること ③自衛隊の災害派遣要請に関すること ④国、県に対する災害に係る要請、陳情、行政外団体との交渉に関すること ⑤報道対応及び報道機関との連絡調整に関すること ⑥災害救助法のとりまとめに関すること ⑦その他、他部に属さない事項	★現状に合わせた町の修正	
		情報班	①職員の非常招集に関すること ②～⑤ [略] ⑥気象予報等の伝達に関すること ⑦非常通信に関すること		情報班	①職員の安否確認及び参集状況の把握に関すること ②～⑤ [略] ⑥通信（器材含む）の確保に関すること		★現状に合わせた町の修正
	企画部	財政・輸送・管財班	①応急対策予算の調整に関すること ②・③ [略] ④緊急輸送車両の確保に関すること	企画部	財政・輸送・管財班	①災害時の財政計画に関すること ②・③ [略] ④緊急輸送車両の確保及び災害時緊急通行車両に関すること		★現状に合わせた町の修正

		<ul style="list-style-type: none"> ⑤輸送用燃料の確保並びに給油券の発行に関すること ⑥町有財産の被害調査に関すること ⑦ [略] 			<ul style="list-style-type: none"> ⑤輸送車両用燃料の確保並びに給油券の発行に関すること ⑥町有財産の被害調査・<u>応急対策</u>に関すること ⑦ [略] ⑧災害応急復旧工事等の<u>契約</u>に関すること ⑨災害対応予算に関すること 	<p>★現状に合わせた町の修正</p> <p>★現状に合わせた町の修正</p> <p>★現状に合わせた町の修正</p>
	[略]	[略]		[略]	[略]	
調査部	[略]	[略]	調査部	[略]	[略]	
	出納班	<ul style="list-style-type: none"> ① [略] ②災害見舞金の出納管理に関すること ③ [略] 		出納班	<ul style="list-style-type: none"> ① [略] ②<u>応急業務</u>の出納管理に関すること ③ [略] 	
町民部	救援班	<ul style="list-style-type: none"> ① [略] ②被災者に対する他市町村在住者からの<u>照会等の連絡・回答</u>に関すること ③ [略] ④<u>世帯別の避難先の確認、登録</u>に関すること ⑤<u>個人名義付義援物資の配達</u>に関すること ⑥安否確認情報に関すること ⑦ [略] 	町民部	救援班	<ul style="list-style-type: none"> ① [略] ②被災者台帳システムに関すること ③<u>避難者名簿を用いた避難者数の把握・報告</u>に関すること ④ [略] ⑤<u>町民の安否確認情報</u>に関すること ⑥ [略] 	

		防疫班	①防疫用器材の確保に関すること ②防疫に関すること ③ <u>防犯関係機関との連絡調整に関する</u> <u>こと</u> ④御遺体情報等の被害情報の収集に関する こと ⑤ [略] ⑥ [略] ⑦ [略] ⑧ [略]		防疫班	①防疫用器材の確保・配布に関すること ②被災地域の防疫に関すること ③おおつち斎苑の被害状況調査に関するこ と ④おおつち斎苑来客者・委託先従業員の安否 確認に関すること ⑤御遺体情報の収集に関すること ⑥ [略] ⑦ [略] ⑧ [略] ⑨ [略] ⑩遺体処理班に関すること ⑪火葬費用の支給に関すること	修正	
		食糧班	①応急食料の調達供給に関すること ②炊出し給食に関すること		食糧班	①応急食料の調達・給与に関すること	★現状に合わせた町の修正	
		清掃班	①廃棄物処理に関すること ② [略]		清掃班	①一般廃棄物処理に関すること ② [略] ③リサイクルセンターの被害状況調査に関 すること ④避難所のごみ回収に関すること	★現状に合わせた町の修正	
	福祉部	福祉班	①社会福祉施設の被害調査に関すること ②生業生活資金の貸与に関すること ③災害救助法に関わる物資の調達、配に 関すること		福祉部	福祉班	①社会福祉施設等の被害調査に関すること ②生業生活資金の貸与に関すること ③災害救助法事務に関すること	★現状に合わせた町の修正

		<p>④ボランティア活動に関わる連絡調整に関すること</p> <p>⑤緊急災害相談所等の設置、運営に関すること</p> <p>⑥福祉施設との連絡調整に関すること</p> <p>⑦・⑧ [略]</p>			<p>④ボランティア活動に関わる連絡調整に関すること</p> <p>⑤福祉に関する相談窓口等の設置、運営に関すること</p> <p>⑥福祉施設との連絡調整及び搬送に関すること</p> <p>⑦・⑧ [略]</p>	★現状に合わせた町の修正
	救護班	<p>①救護所の設置に関すること</p> <p>② [略]</p> <p>③患者の輸送及び看護に関すること</p> <p>④ [略]</p> <p>⑤医療薬品及び衛生材料の確保に関すること</p> <p>⑥保険活動に関すること</p> <p>⑦ [略]</p> <p>⑧感染症情報の収集に関すること</p> <p>⑨ [略]</p>	救護班	<p>①救護班の編成及び救護所の設置に関すること</p> <p>② [略]</p> <p>③町内（避難弱者）の輸送及び看護に関すること</p> <p>④ [略]</p> <p>⑤医療薬品及び衛生材料の把握と手配に関すること</p> <p>⑥健康管理活動に関すること</p> <p>⑦ [略]</p> <p>⑧感染症情報の収集と対策に関すること</p> <p>⑨ [略]</p> <p>⑩避難所の感染症対策に関すること</p> <p>⑪避難所での健康確認に関すること</p> <p>⑫避難行動要支援者連絡（在宅医療介護連携業務）に関すること</p> <p>⑬病院診療体制の確認に関すること</p>		
	被災者	①・②				★現状に合わせた町の修正

		支援班	<u>③被災者台帳システムに関すること</u> <u>④被災者名簿を用いた避難者数の把握・報告に関すること</u> <u>⑤・⑥ [略]</u>		被災者支援班	①・② [略] ③・④ [略] <u>⑤災害広報、記録に関すること</u> <u>⑥仮設住宅の管理に関すること</u>	修正
		地域包括支援班	①～⑤ [略]		地域包括支援班	①～⑤ [略] <u>⑥福祉施設及び居宅介護施設の被害調査及び被害額の算出に関すること</u>	★現状に合わせた町の修正
	産業部	農林・水産班	<u>①農業種苗の確保、配分に関すること</u> <u>②被災農林家の災害融資に関すること</u> <u>③農林業関係被害調査に関すること</u> <u>④畜産応急対策の実施に関すること</u> <u>⑤病害虫の防除に関すること</u> <u>⑥農林関係の復旧資材の確保並びに応急工作に関すること</u> <u>⑦へい獣処理に関すること</u> <u>⑨漁家、水産被害調査に関すること</u> <u>⑩被害漁家の災害融資に関すること</u> <u>⑪在港船舶（漁船）対策に関すること</u> <u>⑫水産関係の応急復旧資材の確保に関すること</u> <u>⑬漁港施設の応急措置に関すること</u> <u>⑭緊急輸送船舶の確保に関すること</u> <u>⑮流出油対策に関すること</u>		産業部 産業振興班	<u>①産業振興関係の被害調査に関すること</u> <u>②県営漁港の被害状況確認に関すること</u> <u>③観光客対策に関すること</u> <u>④産業関係機関の状況整理に関すること</u> <u>⑤産業振興関係の応急復旧及び応急体制調整に関すること</u> <u>⑥産業振興関係の町有施設の復旧に関すること</u> <u>⑦産業振興関係の災害廃棄物処理調整に関すること</u> <u>⑧国・県との補助支援制度調整に関すること</u> <u>⑨金融機関との融資調整に関すること</u>	★現状に合わせた町の修正

		商工班	<u>①商工鉦、観光関係の応急復旧資材の確保に関すること</u> <u>②被災商工鉦業者の災害融資に関すること</u> <u>③観光客対策に関すること</u> <u>④商工鉦、観光関係の被害調査に関すること</u> <u>⑤労務の供給、応急対策要員の確保に関すること</u> <u>⑥避難車両の誘導、整理に関すること</u>				
	土木部	工務班	①～③ [略] <u>⑥水防活動の実施に関すること</u>	土木部	工務班	①～⑤ [略]	★現状に合わせた町の修正
		管理班	① [略] ②応急仮設住宅の <u>建設</u> 及び応急修理に関すること ③・④ [略]		管理班	① [略] ②応急仮設住宅の <u>用地選定、建設、供与</u> 及び応急修理に関すること ③・④ [略] <u>⑤公園管理、都市計画施設の被害状況調査、復旧に関すること</u>	★現状に合わせた町の修正
	水道部	調査復旧班	① <u>公共下水道等に係る被害状況調査及び応急対策に関すること</u> ② <u>被災した上下水道に係る被害状況調査及び応急対策に関すること</u>	水道部	情報班	① <u>被害状況等の情報収集に関すること</u> ② <u>関連行政部局への連絡調整に関すること</u> ③ <u>民間企業等との連絡調整に関すること</u> ④ <u>緊急点検及び調査に関すること</u> ⑤ <u>汚水溢水及び浸水等の緊急対策に関する</u>	★現状に合わせた町の修正

						<p>こと</p> <p>⑥<u>汚水処理場及び雨水ポンプ場の応急復旧に関すること</u></p> <p>⑦<u>災害復旧事業の確認に関すること</u></p> <p>⑧<u>災害査定申請準備に関すること</u></p>	★現状に合わせた町の修正
		給水班	<p>①飲料水の確保、供給に関すること</p> <p>②応急給水用資機材の調達に関すること</p>	調査復旧班	<p>①<u>応急給水に関すること</u></p> <p>②<u>応急給水に係る支援要請に関すること</u></p> <p>③<u>浄水場の応急復旧に関すること</u></p> <p>④<u>上下水道管路施設の応急復旧に関すること</u></p>		
					浄水場・処理場班	④ <u>上下水道管路施設の応急復旧に関すること</u>	
					総務班	① <u>上下水道に係るデータ類の保管に関すること</u>	★現状に合わせた町の修正
	教育部	学校班	<p>①<u>学校教育施設等の被害調査及び応急復旧に関すること</u></p> <p>②～④ [略]</p> <p>⑤<u>学校給食の実施に関すること</u></p> <p>⑥<u>学校給付金等の減免措置に関すること</u></p>	教育部	学校班	<p>①各学園施設、OLAI等の被害状況調査及び応急復旧に関すること</p> <p>②～④ [略]</p> <p>⑤<u>被災児童に対する学用品等の支給に関すること</u></p> <p>⑥<u>被災児童・生徒に対する学校給付金等の減免措置に関すること</u></p>	★現状に合わせた町の修正
		避難施設班	<p>① [略]</p> <p>②文化財保護に関すること</p> <p>③避難所の開設に関すること</p>		避難施設班	<p>① [略]</p> <p>②<u>指定文化財の被害状況調査及び保護に関すること</u></p> <p>③<u>避難所の被害状況調査及び開設に関すること</u></p>	

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>④～⑥ [略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑦避難所の被害調査及び応急復旧に関すること</td> </tr> </table>		④～⑥ [略]		⑦避難所の被害調査及び応急復旧に関すること	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>こと</td> </tr> <tr> <td></td> <td>④～⑥ [略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑦避難所の応急復旧に関すること</td> </tr> </table>		こと		④～⑥ [略]		⑦避難所の応急復旧に関すること																	
	④～⑥ [略]																												
	⑦避難所の被害調査及び応急復旧に関すること																												
	こと																												
	④～⑥ [略]																												
	⑦避難所の応急復旧に関すること																												
3-2-1	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施責任者</p> <table border="1"> <tr> <td>[表略]</td> </tr> </table> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>情報班</td> <td>①気象予報・警報等の周知 ②火災警報の周知</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 情報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>早期注意情報（警報級の可能性）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、</td> </tr> </tbody> </table>	[表略]	部	班	担当業務	総務部	情報班	①気象予報・警報等の周知 ②火災警報の周知	種類	内容	[略]	早期注意情報（警報級の可能性）		5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施責任者</p> <table border="1"> <tr> <td>[表略]</td> </tr> </table> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部運営部</td> <td>本部運営班</td> <td>①気象予報・警報等の周知 ②火災警報の周知</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 情報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>早期注意情報（警報級の可能性）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸</td> </tr> </tbody> </table>	[表略]	部	班	担当業務	本部運営部	本部運営班	①気象予報・警報等の周知 ②火災警報の周知	種類	内容		早期注意情報（警報級の可能性）		5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸	<p>★現状に合わせた町の修正</p> <p>○避難情報に関するガイドライン改訂及び発表基準等変更に伴う修正</p>
[表略]																													
部	班	担当業務																											
総務部	情報班	①気象予報・警報等の周知 ②火災警報の周知																											
種類	内容																												
[略]	早期注意情報（警報級の可能性）																												
	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、																												
[表略]																													
部	班	担当業務																											
本部運営部	本部運営班	①気象予報・警報等の周知 ②火災警報の周知																											
種類	内容																												
	早期注意情報（警報級の可能性）																												
	5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸																												

			内陸、沿岸単位で発表される。大雨に関して、 <u>明日までの期間に</u> [高] 又は [中] が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1			単位で発表される。大雨に関して [高] 又は [中] が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1	
	気象情報		気象の予報等について、特別警報・警報・注意報の <u>発表</u> に先立って注意を喚起する場合 や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の <u>注意</u> を解説する場合等に発表する。		気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合 や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の <u>留意点</u> を解説する場合等に発表する。	
	記録的短時間大雨情報		<u>県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間</u> の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、 <u>県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</u>		記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な <u>雨（1時間降水量）</u> が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、 <u>キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を「キキクル」で確認する必要がある。</u>	○避難情報に関するガイドライン改訂及び発表基準等変更に伴う修正
	土砂災害警戒		大雨警報（土砂災害）の発表後、 <u>命に危険を及ぼす土砂災害</u> がいつ発生		土砂災害警戒	大雨警報（土砂災害）の発表後、 <u>命に危険を及ぼす土砂災害</u> がいつ発生して	○避難情報に関するガイドライン改訂及び発

	情報 (備考)	<p>してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。町内で危険度が高まっている詳細な領域は、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。</p> <p>避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p>		<p>情報(備考)</p> <p>もおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。<u>市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>で確認することができる。</p> <p><u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</u></p>	<p>表基準等変更に伴う修正</p>																
ウ 注意報の種類と発表基準			ウ 注意報の種類（発表基準 資料編 3-2-1）																		
[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>[略] 平均風速・陸上 10m/s（雪を伴う） ・海上 15m/s（雪を伴う） [略]</td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td>[略] 平均風速 ・陸上 10m/s ・海上 15m/s</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>[略] ・表面雨量指数基準：6 ・土壌雨量指数基準：75</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	風雪注意報	[略] 平均風速・陸上 10m/s（雪を伴う） ・海上 15m/s（雪を伴う） [略]	強風注意報	[略] 平均風速 ・陸上 10m/s ・海上 15m/s	大雨注意報	[略] ・表面雨量指数基準：6 ・土壌雨量指数基準：75		[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	風雪注意報	[略]	強風注意報	[略]	大雨注意報	[略]	<p>■所要の修正</p> <p>■所要の修正</p> <p>■所要の修正</p>
種類	発表基準																				
風雪注意報	[略] 平均風速・陸上 10m/s（雪を伴う） ・海上 15m/s（雪を伴う） [略]																				
強風注意報	[略] 平均風速 ・陸上 10m/s ・海上 15m/s																				
大雨注意報	[略] ・表面雨量指数基準：6 ・土壌雨量指数基準：75																				
種類	発表基準																				
風雪注意報	[略]																				
強風注意報	[略]																				
大雨注意報	[略]																				

		[略]		[略]	<p>■ 所要の修正</p> <p>■ 所要の修正</p> <p>■ 所要の修正</p> <p>○ 避難情報に関するガイドライン改訂及び発表基準等変更に伴う修正</p>
	大雪注意報	[略] 釜石地域 ・ 平野部 15cm 以上 ・ 山沿い 20cm 以上		大雪注意報 [略]	
	濃霧注意報	[略] ・ 陸上 100m 以下 ・ 海上 500m 以下		濃霧注意報 [略]	
	雷注意報	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発生した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。 急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。		雷注意報 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発生した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。 急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
	[略]	[略]		[略] [略]	
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想され、以下の基準に到達することが予想されたときに発表する。 ・ 潮位 0.9m 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、 <u>避難に備え</u> ハザードマップに		高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに <u>注意を喚起するために発表する。</u> 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップに	

		ドマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当		よる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合、高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当		■ 所要の修正																		
	波浪注意報	[略] ・有義波高が3.0m以上		波浪注意報	[略]	■ 所要の修正																		
	洪水注意報	[略] <table border="1"> <tr> <td></td> <td>大槌川</td> <td>小鎚川</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数</td> <td>15.1</td> <td>13.6</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>5, 14.6</td> <td>5, 11</td> </tr> </table> 非難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2		大槌川	小鎚川	流域雨量指数	15.1	13.6	複合基準	5, 14.6	5, 11		洪水注意報	[略] 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2										
	大槌川	小鎚川																						
流域雨量指数	15.1	13.6																						
複合基準	5, 14.6	5, 11																						
	[略]	[略]		[略]	[略]																			
	エ 警報の種類 (発表基準 資料編 3-2-1)			エ 警報の種類 (発表基準 資料編 3-2-1)																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>暴風警報</td> <td>[略] 平均風速・陸上 15m/S (雪を伴う) ・海上 20/mS (雪を伴う)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>暴風雪警</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		種類		発表基準	[略]	暴風警報	[略] 平均風速・陸上 15m/S (雪を伴う) ・海上 20/mS (雪を伴う)		暴風雪警	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>暴風警報</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>暴風雪警</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		種類		発表基準	[略]	暴風警報	[略]		暴風雪警	[略]	■ 所要の修正
種類		発表基準																						
[略]	暴風警報	[略] 平均風速・陸上 15m/S (雪を伴う) ・海上 20/mS (雪を伴う)																						
	暴風雪警	[略]																						
種類		発表基準																						
[略]	暴風警報	[略]																						
	暴風雪警	[略]																						
						■ 所要の修正																		

		報	<u>平均風速・陸上 15m/S (雪を伴う)</u> <u>・海上 20/mS (雪を伴う)</u> [略]		■ 所要の修正 ■ 所要の修正 ■ 所要の修正 ■ 所要の修正 ■ 所要の修正 ■ 所要の修正			
		大雨警報	[略] <u>(浸水害) 表面雨量指数基準 9</u> <u>(土砂災害) 土壌雨量指数基準 113</u> [略]					
		大雪警報	[略] <u>12 時間の降雪の深さが</u> <u>・平野部 30cm 以上</u> <u>・山沿い 50cm 以上</u>					
	高潮警報	[略] <u>潮位 1.3m</u> 避難が必要とされる。警戒レベル 4 に相当		[略] <u>危険な場所から避難が必要とされる。</u> 警戒レベル 4 に相当				
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生する おそれがあると予想され、次の条件に 該当する場合 <u>・有義波高が 6m 以上と予想される場合</u>		高い波により重大な災害が発生する おそれがあると予想された <u>ときに発表</u> <u>する。</u>				
	洪水警報	河川の上流での降雨や融雪等により 河川が増水し、重大な災害が発生する おそれがあると予想されたときに発表 する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">大槌川</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">小槌川</td> </tr> </table>				大槌川	小槌川	河川の上流 <u>域</u> での降雨や融雪等によ り河川が増水し、重大な災害が発生す るおそれがあると予想されたときに発 表する。
		大槌川	小槌川					

流域雨量指数基準	22.9	17
複合基準	5, 20.5	5, 12.5
[略]		
高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当		

備考1・2 [略]

3 警報の危険度分布等の概要は次のとおりである。

種類	概要
大雨警報 (土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>○「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる【警戒レベル4】に相当</p> <p>○「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる【警戒レベル3】に相当</p>

[略]	[略]
高齢者は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当	

備考1・2 [略]

3 警報の危険度分布等の概要は次のとおりである。

種類	概要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>○「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全が必要とされる「警戒レベル5」に相当</p> <p>○「危険」(紫)：危険な場所から避難が必要とされる【警戒レベル4】に相当</p> <p>○「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる【警戒レベル3】に相当</p> <p>○「注意」(黄)：避難に備え、ハザードマップ</p>

○避難情報に関するガイドライン改訂及び発表基準等変更に伴う修正

		○「注意」(黄):避難に備え発生するおそれがあると予想され、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる【警戒レベル2】に相当		等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる【警戒レベル2】に相当	
大雨警報 (浸水害) の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。		浸水キキク (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ○「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる【警戒レベル5】に相当 ○「危険」(紫)、「極めて危険」(濃い紫):危険な場所からの避難が必要とされる【警戒レベル4】に相当 ○「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる【警戒レベル3】に相当 ○「注意」(黄):避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる【警戒レベル2】に相当	○避難情報に関するガイドライン改訂及び発表基準等変更に伴う修正
			洪水キキク	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河	○避難情報に関するガイドライン改訂及び発

	洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>○「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる【警戒レベル4】に相当</p> <p>○「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる【警戒レベル3】に相当</p> <p>○「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再認識するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる【警戒レベル2】に相当</p>	ル（洪水警報の危険度分布）	<p>川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる【警戒レベル5】に相当</p> <p>○「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる【警戒レベル4】に相当</p> <p>○「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる【警戒レベル3】に相当</p> <p>○「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再認識するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる【警戒レベル2】に相当</p>	<p>表基準等変更に伴う修正</p> <p>○避難情報に関するガイドライン改訂及び発表基準等変更に伴う修正</p>
	流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等</p>	流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等</p>	

の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で示したものを、常時 10 分毎に更新している。

の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で示したものを、常時 10 分毎に更新している。

水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を超え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。

●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正

オ 特別警報の種類と発表基準

[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]
	大雨特別警報	[略] 災害がすでに発生している状況であり、 <u>命を守るための最善の行動をとる必要がある</u> ことを示す警戒レベル5に相当 ○ [略]
[略]	[略]	[略]
高潮特別警報		台風や低気圧等による海面

オ 特別警報の種類と発表基準

[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]
	大雨特別警報	[略] 災害がすでに発生している <u>又は切迫している</u> 状況であり、 <u>命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある</u> ことを示す警戒レベル5に相当 ○ [略]
[略]	[略]	[略]
高潮特別警報		台風や低気圧等による海面

●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正

○避難情報に関するガイドライン改訂及び発表基準等変更に伴う修

	<p>の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p> <p>避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p> <p>○ [略]</p>	<p>の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p> <p>避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p> <p>○ [略]</p>	<p>の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</p> <p>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p> <p>○ [略]</p>	<p>の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</p> <p>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p> <p>○ [略]</p>	<p>正</p>																																				
<p>[略]</p> <p>カ～ク [略]</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 異常現象発生時の通報</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町長等の通報先</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>担当機関</th> <th>通報を要する異常現象の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>気象、地象、水象に関するもの</td> <td>盛岡地方気象台 (各測候所) 県総合防災室</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	担当機関	通報を要する異常現象の内容	[略]	[略]	[略]	気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方気象台 (各測候所) 県総合防災室	[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>担当機関</th> <th>通報を要する異常現象の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>気象、地象、水象に関するもの</td> <td>盛岡地方気象 県総合防災室</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	担当機関	通報を要する異常現象の内容	[略]	[略]	[略]	気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方気象 県総合防災室	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>カ～ク [略]</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 異常現象発生時の通報</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町長等の通報先</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>担当機関</th> <th>通報を要する異常現象の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>気象、地象、水象に関するもの</td> <td>盛岡地方気象 県総合防災室</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	担当機関	通報を要する異常現象の内容	[略]	[略]	[略]	気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方気象 県総合防災室	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>■ 所要の修正</p>
種 類	担当機関	通報を要する異常現象の内容																																							
[略]	[略]	[略]																																							
気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方気象台 (各測候所) 県総合防災室	[略]																																							
[略]	[略]	[略]																																							
種 類	担当機関	通報を要する異常現象の内容																																							
[略]	[略]	[略]																																							
気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方気象 県総合防災室	[略]																																							
[略]	[略]	[略]																																							
種 類	担当機関	通報を要する異常現象の内容																																							
[略]	[略]	[略]																																							
気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方気象 県総合防災室	[略]																																							
[略]	[略]	[略]																																							
<p>3-4-1</p>	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p>	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p>																																							

[表略]			[表略]			★現状に合わせた町の修正
【町本部の担当部・班】			【町本部の担当部・班】			
部	班	業務内容	部	班	業務内容	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
総務部	総務班	①職員の安否及び参集状況の把握	総務部	総務班	報道機関に対する情報公開	
	情報班	②報道機関に対する情報公開		情報班	職員の安否及び参集状況の把握	
企画部	[略]	[略]	企画部	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
町民部	救援班	衛生施設の被害状況調査	町民部	救援班	<u>町民の安否情報の収集</u>	
	防疫班			①おおつち斎苑の被害状況調査		
	清掃班			②おおつち斎苑来客者・委託先従業員 の安否確認		
				清掃班	<u>リサイクルセンターの被害状況調査</u>	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]		[略]	[略]	
産業部	農林・水産班	①～⑤ [略]	産業部	産業振興班	①～⑤ [略]	
		⑦・⑧ [略]			⑥・⑦ [略]	
	商工班	①～④ [略]			⑧～⑪ [略]	
土木部	工務班	[略]	土木部	工務班	[略]	
				管理班	<u>公園管理、都市計画施設の被害状況調査</u>	
[以下略]			[以下略]			★現状に合わせた町の修正

3-5-1

第5節 広報広聴計画

第1 [略]

第2 実施機関

機関名	活動内容
町本部長	①・② [略] ③町長等が実施した高齢者等避難、避難指示 ④～⑮ [略]
県本部長	①～② [略] ③町長等が実施した高齢者等避難、避難指示 ④～⑭ [略]
[略]	[略]

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
本部運営部	本部運営班	① [略] ②担当部・班及び防災関係機関との連絡調整
	総務班	相談窓口の設置
	情報班	①災害広報の実施、記録保存のための資料収集 ②住民への災害情報の提供

第5節 広報広聴計画

第1 [略]

第2 実施機関

機関名	活動内容
町本部長	①・② [略] ③町長等が実施した避難指示等 ④～⑮ [略]
県本部長	①～② [略] ③市町村長等が実施した避難指示等 ④～⑭ [略]
[略]	[略]

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
本部運営部	本部運営班	① [略] ②災害の発生状況の伝達 ③気象警報等の伝達 ④避難所及び救護所の開設状況の伝達
	総務班	①総合相談窓口の設置 ②報道発表、報道協力要請等、報道機関への対応

■ 所要の修正

■ 所要の修正

★ 現状に合わせた町の修正

★ 現状に合わせた町の修正

★ 現状に合わせた町の

	企画部	[略]	[略]		企画部	財政・輸送・管財班	[略]	修正 ★現状に合わせた町の修正 ★現状に合わせた町の修正 ★現状に合わせた町の修正 ★現状に合わせた町の修正
		企画調整班	報道発表、報道協力要請等報道機関への対応			調査部	[略]	
	調査部	[略]	[略]		町民部	救援班	町民の安否確認情報の収集	
	町民部	救援班	安否確認情報の収集		福祉部	福祉班	①福祉に関する相談窓口の設置・運営 ② [略]	
	福祉部	福祉班	①相談窓口、臨時災害相談所の設置、運営 ② [略]			救護班	[略]	
		救護班	[略]			産業部	農林・水産班	
	農林・水産班	①農林関係の復旧状況の収集 ②水産関係、漁港関係の応急復旧状況の収集	商工班		①商工・観光関係の復旧状況の収集			
	産業部	農林・水産班	①農林関係の復旧状況の収集 ②水産関係、漁港関係の応急復旧状況の収集		土木部	[略]	[略]	
		商工班	①商工・観光関係の復旧状況の収集			[略]	[略]	
	土木部	[略]	[略]		水道部	[略]	[略]	
		[略]	[略]			[略]	[略]	
	水道部	[略]	[略]		教育部	[略]	[略]	
		[略]	[略]			[略]	[略]	
	教育部	[略]	[略]		消防部	消防班	所掌業務に係る広報資料の収集	
		[略]	[略]					

	<p>第3 実施要領</p> <p>1 広報活動</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町民に対する広報</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 広報の優先順位</p> <p>○ [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①・② [略]</p> <p>③ <u>高齢者等避難、避難指示の発令状況</u></p> <p>④～⑫ [略]</p> </div>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 広報活動</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町民に対する広報</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 広報の優先順位</p> <p>○ [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①・② [略]</p> <p>③ <u>避難指示等</u>の発令状況</p> <p>④～⑫ [略]</p> </div>	<p>■ 所要の修正</p>																							
<p>3-6-1</p>	<p>第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[表略]</p> </div> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 15%;">担当班</th> <th style="width: 70%;">業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>総務班</td> <td>① <u>交通規制に係る防災関係機関との連絡調整</u></td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>② <u>県本部長に対する輸送のための航空機の確保要請</u></td> </tr> <tr> <td>企画部</td> <td>財政・輸送・管財</td> <td>①・② [略] ③ <u>輸送用燃料の確保並びに給油券</u></td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	総務部	総務班	① <u>交通規制に係る防災関係機関との連絡調整</u>	情報班	② <u>県本部長に対する輸送のための航空機の確保要請</u>	企画部	財政・輸送・管財	①・② [略] ③ <u>輸送用燃料の確保並びに給油券</u>	<p>第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[表略]</p> </div> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 15%;">担当班</th> <th style="width: 70%;">業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部運営部</td> <td>本部運営班</td> <td>① <u>交通規制に係る防災関係機関との連絡調整</u></td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>② <u>交通規制に関する広報</u></td> </tr> <tr> <td>企画部</td> <td>財政・輸送・管財</td> <td>①・② [略] ③ <u>輸送車両用燃料の確保並びに給</u></td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	本部運営部	本部運営班	① <u>交通規制に係る防災関係機関との連絡調整</u>	総務部	総務班	② <u>交通規制に関する広報</u>	企画部	財政・輸送・管財	①・② [略] ③ <u>輸送車両用燃料の確保並びに給</u>	<p>★ 現状に合わせた町の修正</p> <p>★ 現状に合わせた町の修正</p> <p>★ 現状に合わせた町の修正</p>
部	担当班	業務内容																								
総務部	総務班	① <u>交通規制に係る防災関係機関との連絡調整</u>																								
	情報班	② <u>県本部長に対する輸送のための航空機の確保要請</u>																								
企画部	財政・輸送・管財	①・② [略] ③ <u>輸送用燃料の確保並びに給油券</u>																								
部	担当班	業務内容																								
本部運営部	本部運営班	① <u>交通規制に係る防災関係機関との連絡調整</u>																								
総務部	総務班	② <u>交通規制に関する広報</u>																								
企画部	財政・輸送・管財	①・② [略] ③ <u>輸送車両用燃料の確保並びに給</u>																								

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>班</td> <td>の発行 ④ [略]</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>産業部</td> <td>農林・水 産班</td> <td>[略]</td> </tr> </table>		班	の発行 ④ [略]	土木部	[略]	[略]	産業部	農林・水 産班	[略]	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>班</td> <td>油券の発行 ④ [略]</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>産業部</td> <td>産業振 興班</td> <td>[略]</td> </tr> </table>		班	油券の発行 ④ [略]	土木部	[略]	[略]	産業部	産業振 興班	[略]	★現状に合わせた町の 修正
	班	の発行 ④ [略]																			
土木部	[略]	[略]																			
産業部	農林・水 産班	[略]																			
	班	油券の発行 ④ [略]																			
土木部	[略]	[略]																			
産業部	産業振 興班	[略]																			
3-7-1	<p>第7節 消防活動計画</p> <p>第1・第2「略」</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 消防長の措置</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 避難対策活動</p> <p>○ 消防長は、あらかじめ<u>高齢者等避難</u>、<u>避難指示</u>、<u>災害発生情報</u>の伝達、<u>避難誘導</u>、<u>避難場所・避難路</u>の防ぎよ等に係る活動計画を定める。</p> <p>○ <u>高齢者等避難</u>、<u>避難指示</u>、<u>災害発生情報</u>の伝達、<u>避難誘導</u>については、自主防災組織との連携を図る。</p> <p>○ <u>高齢者等避難</u>、<u>避難指示</u>、<u>災害発生情報</u>の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。</p>	<p>第7節 消防活動計画</p> <p>第1・第2「略」</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 消防長の措置</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 避難対策活動</p> <p>○ 消防長は、あらかじめ、<u>避難指示等</u>の伝達、<u>避難誘導</u>、<u>避難場所・避難路</u>の防ぎよ等に係る活動計画を定める。</p> <p>○ <u>避難指示等</u>の伝達、<u>避難誘導</u>については、自主防災組織との連携を図る。</p> <p>○ <u>避難指示等</u>の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。</p>	<p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p>																		

3-8-1	<p>第8 水防活動計画</p> <p>第1 「略」</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">[表略]</div> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 15%;">担当班</th> <th style="width: 70%;">業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>水防活動に関する連絡</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>工務班</td> <td>①水防活動の実施 ②水防管理団体への指導</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	総務部	総務班	水防活動に関する連絡	土木部	工務班	①水防活動の実施 ②水防管理団体への指導	<p>第8 水防活動計画</p> <p>第1 「略」</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">[表略]</div> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 15%;">担当班</th> <th style="width: 70%;">業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部運営部</td> <td>本部運営班</td> <td>水防活動に関する連絡調整</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	本部運営部	本部運営班	水防活動に関する連絡調整	★現状に合わせた町の修正					
部	担当班	業務内容																					
総務部	総務班	水防活動に関する連絡																					
土木部	工務班	①水防活動の実施 ②水防管理団体への指導																					
部	担当班	業務内容																					
本部運営部	本部運営班	水防活動に関する連絡調整																					
3-9-1	<p>第9 県、市町村等応援協力計画</p> <p>第1 「略」</p> <p>第2 実施機関</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">[表略]</div> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 15%;">担当班</th> <th style="width: 70%;">業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部運営部</td> <td>本部運営班</td> <td>①他の市町村の地域で発生した災害に係る<u>応援要請</u> ② [略]</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>① [略] ②他の地方公共団体に対する職員</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	本部運営部	本部運営班	①他の市町村の地域で発生した災害に係る <u>応援要請</u> ② [略]	総務部	総務班	① [略] ②他の地方公共団体に対する職員	<p>第9 県、市町村等応援協力計画</p> <p>第1 「略」</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">[表略]</div> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th style="width: 15%;">担当班</th> <th style="width: 70%;">業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部運営部</td> <td>本部運営班</td> <td>①他の市町村の地域で発生した災害に係る<u>連絡調整</u> ② [略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>総務班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>他の地方公共団体に対する職員の</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	本部運営部	本部運営班	①他の市町村の地域で発生した災害に係る <u>連絡調整</u> ② [略]	総務部	総務班	[略]	情報班	他の地方公共団体に対する職員の	<p>★現状に合わせた町の修正</p> <p>★現状に合わせた町の修正</p>
部	担当班	業務内容																					
本部運営部	本部運営班	①他の市町村の地域で発生した災害に係る <u>応援要請</u> ② [略]																					
総務部	総務班	① [略] ②他の地方公共団体に対する職員																					
部	担当班	業務内容																					
本部運営部	本部運営班	①他の市町村の地域で発生した災害に係る <u>連絡調整</u> ② [略]																					
総務部	総務班	[略]																					
	情報班	他の地方公共団体に対する職員の																					

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>の派遣、派遣のあっせん及び応援</td> </tr> <tr> <td>町民部</td> <td>被災者 支援班</td> <td>[略]</td> </tr> </table>			の派遣、派遣のあっせん及び応援	町民部	被災者 支援班	[略]	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>派遣、派遣のあっせん及び応援</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>被災者 支援班</td> <td>[略]</td> </tr> </table>			派遣、派遣のあっせん及び応援	福祉部	被災者 支援班	[略]	★現状に合わせた町の修正						
		の派遣、派遣のあっせん及び応援																			
町民部	被災者 支援班	[略]																			
		派遣、派遣のあっせん及び応援																			
福祉部	被災者 支援班	[略]																			
3-10-1	<p>第10節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>●自衛隊の災害派遣要請 ●災害派遣部隊との連絡調整</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	総務部	総務班	●自衛隊の災害派遣要請 ●災害派遣部隊との連絡調整	<p>第10節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部運 営部</td> <td>本部運 営班</td> <td>災害派遣部隊との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>自衛隊の災害派遣要請</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	本部運 営部	本部運 営班	災害派遣部隊との連絡調整	総務部	総務班	自衛隊の災害派遣要請	★現状に合わせた町の修正			
部	担当班	業務内容																			
総務部	総務班	●自衛隊の災害派遣要請 ●災害派遣部隊との連絡調整																			
部	担当班	業務内容																			
本部運 営部	本部運 営班	災害派遣部隊との連絡調整																			
総務部	総務班	自衛隊の災害派遣要請																			
3-11-1	<p>第11節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>自主防災組織など関係団体等との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>福祉班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	総務部	総務班	自主防災組織など関係団体等との連絡調整	福祉部	福祉班	[略]	<p>第11節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部運 営部</td> <td>本部運 営班</td> <td>①自主防災組織など関係団体等との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>福祉班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	本部運 営部	本部運 営班	①自主防災組織など関係団体等との連絡調整	福祉部	福祉班	[略]	★現状に合わせた町の修正
部	担当班	業務内容																			
総務部	総務班	自主防災組織など関係団体等との連絡調整																			
福祉部	福祉班	[略]																			
部	担当班	業務内容																			
本部運 営部	本部運 営班	①自主防災組織など関係団体等との連絡調整																			
福祉部	福祉班	[略]																			

	<p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災ボランティアの受入れ</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～キ [略]</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災ボランティアの受入れ</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>○ <u>県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する防災ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p>	<p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p>												
3-12-1	<p>第12節 義援物資、義援金の受付・配分計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>町民部</u></td> <td>被災者支援班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	<u>町民部</u>	被災者支援班	[略]	<p>第12節 義援物資、義援金の受付・配分計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>福祉部</u></td> <td>被災者支援班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	<u>福祉部</u>	被災者支援班	[略]	<p>★現状に合わせた町の修正</p>
部	担当班	業務内容													
<u>町民部</u>	被災者支援班	[略]													
部	担当班	業務内容													
<u>福祉部</u>	被災者支援班	[略]													
3-13-1	<p>第13節 災害救助法の適用計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 法適用の基準</p>	<p>第13節 災害救助法の適用計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 法適用の基準</p>													

	<p>[略]</p> <p>ア [略]</p> <p>①・② [略]</p> <p>③県内の被害世帯数が7,000世帯以上であって、町の区域内の被害世帯数が多数であるとき</p> <p>なお、被害世帯数の算定は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>ア [略]</p> <p>①・② [略]</p> <p>③県内の被害世帯数が7,000世帯以上であって、町の区域内の被害世帯数が多数であるとき</p> <p>④<u>多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合</u></p> <p>注) 被害世帯数の算定は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p>	<p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p>								
3-14-1	<p>第14節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指示並びに、<u>屋内安全確保の指示のほか、避難行動要支援者その他の、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で高齢者等避難（以下、本節中「避難指示等」という。）</u>を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 避難指示等</p> <table border="1" data-bbox="333 1264 960 1361"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町本部長</td> <td><u>地域</u>住民、滞在者その他の者に対する避</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	町本部長	<u>地域</u> 住民、滞在者その他の者に対する避	<p>第14節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指示並びに、<u>緊急安全確保の指示のほか、避難行動要支援者その他の、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で高齢者等避難（以下、本節中「避難指示等」という。）</u>を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 避難指示等</p> <table border="1" data-bbox="1030 1264 1648 1361"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町本部長</td> <td><u>必要と認める地域</u>の<u>必要と認める</u>住民、</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	町本部長	<u>必要と認める地域</u> の <u>必要と認める</u> 住民、	<p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>●防災基本計画及び法</p>
実施機関	担当業務										
町本部長	<u>地域</u> 住民、滞在者その他の者に対する避										
実施機関	担当業務										
町本部長	<u>必要と認める地域</u> の <u>必要と認める</u> 住民、										

	<p>難のための立退き勧告、指示</p> <p>[水防法第 29 条、災害対策基本法第 60 条]</p>		<p>滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示</p> <p>[水防法第 29 条、災害対策基本法第 60 条]</p>	<p>令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>★ 現状に合わせた町の修正</p>		
[略]	[略]	[略]	[略]			
[略]	[略]	[略]	[略]			
釜石海上保安部	<p>必要と認める地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示</p> <p>[災害対策基本法第 61 条]</p>	釜石海上保安部	<p>必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示</p> <p>[災害対策基本法第 61 条]</p>			
[略]	[略]	[略]	[略]			
【町本部の担当部・班】			【町本部の担当部・班】			
部	担当班	業務内容	部		担当班	業務内容
[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
産業部	商工班	<p>①観光客の避難誘導</p> <p>②避難車両の誘導、整理</p>	産業部	産業振興班	①観光客の避難誘導	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
2・3 [略]			2・3 [略]			
4 指定避難所の設置・運営			4 指定避難所の設置・運営			
[表略]			[表略]			
【町本部の担当部・班】			【町本部の担当部・班】			

部	担当班	業務内容
本部運営部	本部運営班	①避難所の <u>設置、運営</u> 及び施設管理者との連絡調整 ② [略]
町民部	救援班	①・② [略] ③個人名義付救援物資の配達
	防疫班	避難所の防疫
	食糧班	応急食料の調達・供給
福祉部	福祉班	①・② [略] ③緊急災害相談所の設置・運営
	[略]	[略]
教育部	避難施設班	①避難所の <u>運営</u> ②避難所備蓄物資の <u>保管・配布</u>

第3 実施要領

1 避難指示等

(1) 避難指示等の実施及び報告

○ [略]

種別	発令基準	
自主避難	[略]	[略]
高齢者	[略]	● [略]

部	担当班	業務内容
本部運営部	本部運営班	①避難所の <u>開設判断</u> 及び施設管理者との連絡調整 ② [略]
町民部	救援班	①・② [略]
	食糧班	応急食料の調達・給与
福祉部	福祉班	①・② [略] ③福祉に関する相談窓口の設置・運営
	救護班	①避難所の感染症予防 ②避難所の健康管理活動
	[略]	[略]
教育部	避難施設班	①避難所の <u>被害状況調査</u> 及び開設 ②避難所備蓄品の配布

第3 実施要領

1 避難指示等

(1) 避難指示等の実施及び報告

○ [略]

種別	発令基準	
自主避難	[略]	[略]
高齢者	[略]	① [略]

■所要の修正

★現状に合わせた町の修正

★現状に合わせた町の修正

★現状に合わせた町の修正

■所要の修正

	等避難		<ul style="list-style-type: none"> ● [略] ● [略] ● [略] ● [略] 	等避難		<ul style="list-style-type: none"> ② [略] ③ [略] ④ [略] ⑤ [略] ⑥ <u>洪水警報が発表され、小鍬川及び大槌川の水位観測所の水位が氾濫注意を超えた状態で、各河川の洪水キキクルで「警戒（赤）」（警戒レベル3相当〔洪水〕）が出現した場合</u> ⑦ <u>高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表）</u> ⑧ <u>高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が町にかかると予想されている、又は台風が町に接近することが見込まれる場合</u> ⑨ <u>「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</u> 	○避難情報に関するガイドライン改訂及び気象情報発表基準等の変更に伴う修正
	避難指示	[略]	<ul style="list-style-type: none"> ● [略] ● [略] ● <u>土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当「土砂災</u> 	避難指示	[略]	<ul style="list-style-type: none"> ① [略] ② [略] ③ <u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベ</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ■所要の修正 ○避難情報に関するガイドライン改訂及び気

		害) となった場合 ● [略] ● [略] ● [略] ● [略] ● [略] ●大雨特別警報が発表されたとき			ル4相当「土砂災害) となった場合 ④ [略] ⑤ [略] ⑥ [略] ⑦ [略] ⑧ [略] ⑨大槌川及び小釜川の水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、各河川の洪水キキクルで「危険(紫)」が出現した場合 ⑩【警戒レベル4】避難指示の発令が必要となるような強い雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ⑪高潮警報(警戒4相当情報[高潮])あるいは高潮特別警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が発表された場合 ⑫ [略] ⑬ [略]	象情報発表基準等の変更に伴う修正 ○避難情報に関するガイドライン改訂及び気象情報発表基準等の変更に伴う修正
緊急安全確保	[略]	●大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報「土砂災害)が発表さ	緊急安全確保	[略]	①大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報「土砂災害)が発表された	

		<p>れた場合（※警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● [略] ● [略] ● [略] ● [略] 		<p>場合（※警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>②キキクル（危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（<u>土壌雨量指数、浸水指数、流域雨量指数が実況で大雨特別警報の基準に到達した場合</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ [略] ④ [略] ⑤ [略] ⑥ [略] 	<p>○避難情報に関するガイドライン改訂及び気象情報発表基準等の変更に伴う修正</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 町本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対する避難準備及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。 ○ 町本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、<u>居住者等に対し、近隣のより安全な建物への移動又は屋内安全確保を指示することができる。</u> ○ [略] ○ [略] 	<ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 町本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対して、<u>普段の行動を見合わせ始めること及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。</u> ○ 町本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、<u>必要と認める居住者等に対し、高台への移動、近傍への堅固な建物への退避などの行動を促すため、緊急安全確保を指示することができる。</u> ○ [略] ○ [略] 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正 ● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正 			

	<p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 町は、県からの伝達を踏まえ、できるだけ早期の避難指示等の発令と日中の避難完了に努める。</p> <p>[以下略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定避難所の運営</p> <p>○ [略]</p> <p>6・7 [略]</p>	<p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 町は、県からの伝達を踏まえ、できるだけ早期の避難情報、特に避難指示の発令と日中の避難完了に努める。</p> <p>[以下略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定避難所の運営</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 町本部長は、指定避難所等における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>6・7 [略]</p> <p>8 広域避難</p>	<p>◇岩手県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>●防災基本計画及び法</p>
--	--	--	---

		<p>(1) <u>県内広域避難</u></p> <p>○ <u>災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、本節中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。</u></p> <p>○ <u>協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。</u></p> <p>○ <u>協議先市町村長は、避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。</u></p> <p>○ <u>協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下、本項中「受入施設」という。）を決定し、提供する。</u></p> <p>○ <u>協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。</u></p> <p>○ <u>県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を行う。</u></p> <p>【法に基づく報告又は義務】</p> <table border="1" data-bbox="1048 1214 1715 1359"> <tr> <td>報告</td> <td>報告又</td> <td>報告又は通知先</td> <td>根拠法令</td> </tr> <tr> <td>又は</td> <td>は通知</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通知</td> <td>の義務</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	報告	報告又	報告又は通知先	根拠法令	又は	は通知			通知	の義務			<p>令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>● 防災基本計画の修正及び法令等の改正に伴う修正</p> <p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p>
報告	報告又	報告又は通知先	根拠法令												
又は	は通知														
通知	の義務														

		<u>義務者</u>				
		<u>協議元市町村本部長</u>	<u>県内広域避難の協議をしよ</u> <u>うとす</u> <u>るとき</u>	<u>県本部長</u>	<u>災害対策基本法第</u> <u>61条の4第2項</u>	● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正
		<u>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</u>	<u>1 公示</u> <u>2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u> <u>3 県本部長</u>	<u>災害対策基本法第</u> <u>61条の4第6項、</u> <u>災害対策基本法施行規則第2条の3</u> <u>第2項</u>		● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正
		<u>県内広</u>	<u>1 協議先市町村</u>		<u>災害対策基本法第</u>	● 防災基本計画及び法

			<u>域避難の必要がなく</u> <u>なったと認めるとき</u>	<u>長</u> <u>2 協議元市町村</u> <u>本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u> <u>3 公示</u> <u>4 県本部長</u>	<u>61条の4第7項、</u> <u>災害対策基本法施行規則第2条の3</u> <u>第2項</u>	令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正
		<u>協議先市町村長</u>	<u>受入施設を決定したとき</u>	<u>受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u>	<u>災害対策基本法第61条の4第4項、</u> <u>災害対策基本法施行規則第2条の3</u> <u>第1項</u>	●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正
				<u>協議元市町村本部長</u>	<u>災害対策基本法第</u>	●防災基本計画及び法

		<p><u>の受入れについて協議することを求める。</u></p> <p>○ <u>県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けた時は、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。</u></p> <p>○ <u>県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。</u></p> <p>【法令に基づく報告又は通知義務】</p> <table border="1" data-bbox="1032 491 1733 1364"> <thead> <tr> <th data-bbox="1032 491 1122 732">報告又は通知義務者</th> <th data-bbox="1122 491 1234 732">報告又は通知の時期</th> <th data-bbox="1234 491 1435 732">報告又は通知先</th> <th data-bbox="1435 491 1733 732">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1032 732 1122 1023">県本部長</td> <td data-bbox="1122 732 1234 1023">県外広域避難の協議をしようとするとき</td> <td data-bbox="1234 732 1435 1023">内閣総理大臣</td> <td data-bbox="1435 732 1733 1023">災害対策基本法第61条の5第3項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 1023 1122 1321"></td> <td data-bbox="1122 1023 1234 1321">受入施設を決定した旨の通知を受けた時</td> <td data-bbox="1234 1023 1435 1321">1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣</td> <td data-bbox="1435 1023 1733 1321">災害対策基本法第61条の5第9項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 1321 1122 1364"></td> <td data-bbox="1122 1321 1234 1364">県内広</td> <td data-bbox="1234 1321 1435 1364">1 協議先都道</td> <td data-bbox="1435 1321 1733 1364">災害対策基本法第61条の</td> </tr> </tbody> </table>	報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令	県本部長	県外広域避難の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第3項		受入施設を決定した旨の通知を受けた時	1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第9項		県内広	1 協議先都道	災害対策基本法第61条の	<p>令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p>
報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令																
県本部長	県外広域避難の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第3項																
	受入施設を決定した旨の通知を受けた時	1 協議元市町村本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第9項																
	県内広	1 協議先都道	災害対策基本法第61条の																

			<u>域避難の必要がなく</u> <u>なった旨の報告を受けたとき</u>	<u>府県知事</u> <u>2 内閣総理大臣</u>	<u>5 第 12 項</u>	● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正
		<u>協議元市町村本部長</u>	<u>受入施設を決定した旨の通知を受けたとき</u>	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方機関の長その他の防災関係機関等の長	<u>災害対策基本法第 61 条の 9 第 10 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 4 項</u>	● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正
		<u>県外広</u>	1 県本部長	<u>災害対策基本法第 61 条の</u>	● 防災基本計画及び法	

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 153 1122 347">部</td> <td data-bbox="1122 153 1234 347">建課</td> <td data-bbox="1234 153 1435 347"></td> <td data-bbox="1435 153 1742 347"> <u>2 協議元都道府県知事との協議等</u> <u>3 内閣総理大臣への報告</u> </td> </tr> </table>	部	建課		<u>2 協議元都道府県知事との協議等</u> <u>3 内閣総理大臣への報告</u>	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正 ● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正 ● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正 ● 防災基本計画の修正及び法令等の改正に伴う修正 ● 防災基本計画及び法 				
部	建課		<u>2 協議元都道府県知事との協議等</u> <u>3 内閣総理大臣への報告</u>								
		<p>(3) <u>他都道府県からの広域避難受入れ</u></p> <p>○ <u>県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。</u></p> <p>○ <u>県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。</u></p> <p>○ <u>協議元市町村長は、受入施設を決定し、提供する。</u></p> <p>○ <u>県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。</u></p> <p>【法令に基づく報告又は通知義務】</p>									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1025 1070 1122 1315">報告又は通知義務者</th> <th data-bbox="1122 1070 1301 1315">報告又は通知の時期</th> <th data-bbox="1301 1070 1525 1315">報告又は通知先</th> <th data-bbox="1525 1070 1742 1315">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1025 1315 1122 1362">県本</td> <td data-bbox="1122 1315 1301 1362">受入施設を決</td> <td data-bbox="1301 1315 1525 1362">協議元都道府県知</td> <td data-bbox="1525 1315 1742 1362">災害対策基本</td> </tr> </tbody> </table>	報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令	県本	受入施設を決	協議元都道府県知	災害対策基本	
報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令								
県本	受入施設を決	協議元都道府県知	災害対策基本								

		<u>部長</u> <u>定した旨の通知を受けたとき</u>	<u>事</u>	<u>法第 61 条の 5 第 8 項</u>	令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正 ● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正 ● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正 ● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正 ● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正
		<u>他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき</u>	<u>協議先市町村長</u>	<u>災害対策基本法第 61 条の 5 第 13 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 4 項</u>	
		<u>協議先市町村長</u> <u>受入施設を決定したとき</u>	<u>受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u>	<u>災害対策基本法第 61 条の 5 第 6 項</u>	
			<u>県本部長</u>	<u>災害対策基本法第 61 条の 5 第 7 項</u>	
		<u>他の都道府県から広域避難の必要がなくなくなった旨の通知を受けたとき</u>	<u>受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長</u>	<u>災害対策基本法第 61 条の 5 第 14 項、災害対策基本法施行規則第 2 条</u>	

	<p>8 広域一時滞在 (1)・(2) [略] (3) 他都道府県広域一時滞在 [略] (4) <u>広域一時滞在により避難する被災者に対する情報等の提供体制</u> <u>町本部長は、県内広域一時滞在、県外広域一時滞在又は他都道府県広域一時滞在による避難者に対しては、県本部長及び避難者を受け入れた市町村長が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</u> 9 住民等に対する情報等の提供体制 ○ [略]</p>	<table border="1" data-bbox="1032 153 1715 252"> <tr> <td data-bbox="1032 153 1120 252">き</td> <td data-bbox="1120 153 1525 252">他の防災関係機関等の長</td> <td data-bbox="1525 153 1715 252">の3第4項</td> </tr> </table> <p><u>【県本部の担当】</u></p> <table border="1" data-bbox="1032 300 1648 738"> <thead> <tr> <th data-bbox="1032 300 1120 399">部</th> <th data-bbox="1120 300 1234 399">課</th> <th data-bbox="1234 300 1368 399">地方支部班</th> <th data-bbox="1368 300 1648 399">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1032 399 1120 592">ふるさと振興部</td> <td data-bbox="1120 399 1234 592">交通政策室</td> <td data-bbox="1234 399 1368 592">総務班</td> <td data-bbox="1368 399 1648 592">他都道府県からの広域避難に係る輸送手段の確保への支援等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 592 1120 738">復興防災部</td> <td data-bbox="1120 592 1234 738">復興くらし再建課</td> <td data-bbox="1234 592 1368 738">福祉環境班</td> <td data-bbox="1368 592 1648 738">協議すべき市町村の決定、協議先市町村長との協議等</td> </tr> </tbody> </table> <p>9 広域一時滞在 (1)・(2) [略] (3) 他都道府県からの広域一時滞在受入れ [略] [削除]</p> <p>10 住民等に対する情報等の提供体制</p>	き	他の防災関係機関等の長	の3第4項	部	課	地方支部班	担当業務	ふるさと振興部	交通政策室	総務班	他都道府県からの広域避難に係る輸送手段の確保への支援等	復興防災部	復興くらし再建課	福祉環境班	協議すべき市町村の決定、協議先市町村長との協議等	<p>◇岩手県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>◇岩手県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>◇岩手県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>◇岩手県地域防災計画に合わせた修正</p>
き	他の防災関係機関等の長	の3第4項																
部	課	地方支部班	担当業務															
ふるさと振興部	交通政策室	総務班	他都道府県からの広域避難に係る輸送手段の確保への支援等															
復興防災部	復興くらし再建課	福祉環境班	協議すべき市町村の決定、協議先市町村長との協議等															

	<p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>居住地以外の市町村に避難する被災者</u>に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</p>	<p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>広域避難等をした者</u>に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</p>	<p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p>																							
3-15-1	<p>第15節 医療・保健計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1" data-bbox="333 735 976 1321"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>①<u>町内医療機関に係る医療救護班の編成・派遣</u> ②<u>県本部に対する医療救護班の派遣要請</u> ③<u>他の医療機関に対する応援要請</u> ④<u>自衛隊への災害派遣要請</u> ⑤<u>県本部に対する医薬品等の調達及びあっせん</u> ⑥<u>動物の救護対策</u></td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>救護班</td> <td>①・② [略] ③<u>保健活動の実施</u></td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	総務部	総務班	① <u>町内医療機関に係る医療救護班の編成・派遣</u> ② <u>県本部に対する医療救護班の派遣要請</u> ③ <u>他の医療機関に対する応援要請</u> ④ <u>自衛隊への災害派遣要請</u> ⑤ <u>県本部に対する医薬品等の調達及びあっせん</u> ⑥ <u>動物の救護対策</u>	福祉部	救護班	①・② [略] ③ <u>保健活動の実施</u>	<p>第15節 医療・保健計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1" data-bbox="1032 735 1675 1321"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部運営部</td> <td>本部運営班</td> <td><u>医療救護班の編成に係る調整及び派遣</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>総務班</td> <td>①<u>県本部に対する医療救護班の派遣要請</u> ②<u>自衛隊への災害派遣要請</u> ③<u>動物の救護対策</u></td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td><u>県本部に対する医薬品等の調達及びあっせん</u></td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>救護班</td> <td>①・② [略] ③<u>健康管理活動の実施</u></td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	本部運営部	本部運営班	<u>医療救護班の編成に係る調整及び派遣</u>	総務部	総務班	① <u>県本部に対する医療救護班の派遣要請</u> ② <u>自衛隊への災害派遣要請</u> ③ <u>動物の救護対策</u>	情報班	<u>県本部に対する医薬品等の調達及びあっせん</u>	福祉部	救護班	①・② [略] ③ <u>健康管理活動の実施</u>	<p>★現状に合わせた町の修正</p> <p>★現状に合わせた町の修正</p> <p>★現状に合わせた町の修正</p>
部	担当班	業務内容																								
総務部	総務班	① <u>町内医療機関に係る医療救護班の編成・派遣</u> ② <u>県本部に対する医療救護班の派遣要請</u> ③ <u>他の医療機関に対する応援要請</u> ④ <u>自衛隊への災害派遣要請</u> ⑤ <u>県本部に対する医薬品等の調達及びあっせん</u> ⑥ <u>動物の救護対策</u>																								
福祉部	救護班	①・② [略] ③ <u>保健活動の実施</u>																								
部	担当班	業務内容																								
本部運営部	本部運営班	<u>医療救護班の編成に係る調整及び派遣</u>																								
総務部	総務班	① <u>県本部に対する医療救護班の派遣要請</u> ② <u>自衛隊への災害派遣要請</u> ③ <u>動物の救護対策</u>																								
	情報班	<u>県本部に対する医薬品等の調達及びあっせん</u>																								
福祉部	救護班	①・② [略] ③ <u>健康管理活動の実施</u>																								

		④・⑤ [略]		④・⑤ [略]																													
3-16-1	<p>第16節 食料、生活必需品等供給計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>①県に対する物資の調達及びあつせん ②物資の保管に係る警察・消防機関に対する警備の要請 ③自衛隊の災害派遣要請</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">町民部</td> <td>救援班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>食糧班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>福祉班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	総務部	総務班	①県に対する物資の調達及びあつせん ②物資の保管に係る警察・消防機関に対する警備の要請 ③自衛隊の災害派遣要請	町民部	救援班	[略]	食糧班	[略]	福祉部	福祉班	[略]	<p>第16節 食料、生活必需品等供給計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>総務班</td> <td>①物資の保管に係る警察・消防機関に対する警備の要請 ②自衛隊の災害派遣要請</td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>県に対する物資の調達及びあつせん</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">町民部</td> <td>救援班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>食糧班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>福祉班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	総務部	総務班	①物資の保管に係る警察・消防機関に対する警備の要請 ②自衛隊の災害派遣要請	情報班	県に対する物資の調達及びあつせん	町民部	救援班	[略]	食糧班	[略]	福祉部	福祉班	[略]	★現状に合わせた町の修正
部	担当班	業務内容																															
総務部	総務班	①県に対する物資の調達及びあつせん ②物資の保管に係る警察・消防機関に対する警備の要請 ③自衛隊の災害派遣要請																															
町民部	救援班	[略]																															
	食糧班	[略]																															
福祉部	福祉班	[略]																															
部	担当班	業務内容																															
総務部	総務班	①物資の保管に係る警察・消防機関に対する警備の要請 ②自衛隊の災害派遣要請																															
	情報班	県に対する物資の調達及びあつせん																															
町民部	救援班	[略]																															
	食糧班	[略]																															
福祉部	福祉班	[略]																															
3-17-1	<p>第17節 給水計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>①・② [略] ③県に対する応急給水用資機材の</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	総務部	総務班	①・② [略] ③県に対する応急給水用資機材の	<p>第17節 給水計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>①・② [略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	総務部	総務班	①・② [略]	★現状に合わせた町の修正																		
部	担当班	業務内容																															
総務部	総務班	①・② [略] ③県に対する応急給水用資機材の																															
部	担当班	業務内容																															
総務部	総務班	①・② [略]																															

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>調達及びあっせん並びに要員派遣要請</td> </tr> <tr> <td>水道部</td> <td>給水班</td> <td>①・② [略] ③水道施設等の被害の応急復旧 ④応急給水用資機材の調達</td> </tr> </table>			調達及びあっせん並びに要員派遣要請	水道部	給水班	①・② [略] ③水道施設等の被害の応急復旧 ④応急給水用資機材の調達	<table border="1"> <tr> <td>水道部</td> <td>情報班</td> <td>水道施設等の被害の調査及び応急復旧</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調査復旧班</td> <td>①・② [略] ③県に対する応急給水用資機材の調達及びあっせん並びに要員派遣要請</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浄水場・処理場班</td> <td></td> </tr> </table>	水道部	情報班	水道施設等の被害の調査及び応急復旧		調査復旧班	①・② [略] ③県に対する応急給水用資機材の調達及びあっせん並びに要員派遣要請		浄水場・処理場班		★現状に合わせた町の修正			
		調達及びあっせん並びに要員派遣要請																			
水道部	給水班	①・② [略] ③水道施設等の被害の応急復旧 ④応急給水用資機材の調達																			
水道部	情報班	水道施設等の被害の調査及び応急復旧																			
	調査復旧班	①・② [略] ③県に対する応急給水用資機材の調達及びあっせん並びに要員派遣要請																			
	浄水場・処理場班																				
3-18-1	<p>第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>被災建築物による二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その判定結果を表示する。</u></p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>応急仮設住宅建設場所の選定及び用地の提供要請</td> </tr> <tr> <td>町民部</td> <td>被災者支援班</td> <td>①災害救助法による<u>応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括</u> ②応急仮設住宅の管理 ③被災者の生活相談窓口の設置</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	総務部	総務班	応急仮設住宅建設場所の選定及び用地の提供要請	町民部	被災者支援班	①災害救助法による <u>応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括</u> ②応急仮設住宅の管理 ③被災者の生活相談窓口の設置	<p>第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。</u></p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉部</td> <td>被災者支援班</td> <td>①災害救助法による被災住宅の応急修理に係る事務総括 ②応急仮設住宅の管理 ③被災者の生活<u>再建</u>相談窓口の設置</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>[略]</td> <td>①～③ [略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	福祉部	被災者支援班	①災害救助法による被災住宅の応急修理に係る事務総括 ②応急仮設住宅の管理 ③被災者の生活 <u>再建</u> 相談窓口の設置	土木部	[略]	①～③ [略]	<p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>★現状に合わせた町の修正</p> <p>★現状に合わせた町の修正</p> <p>★現状に合わせた町の修正</p>
部	担当班	業務内容																			
総務部	総務班	応急仮設住宅建設場所の選定及び用地の提供要請																			
町民部	被災者支援班	①災害救助法による <u>応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括</u> ②応急仮設住宅の管理 ③被災者の生活相談窓口の設置																			
部	担当班	業務内容																			
福祉部	被災者支援班	①災害救助法による被災住宅の応急修理に係る事務総括 ②応急仮設住宅の管理 ③被災者の生活 <u>再建</u> 相談窓口の設置																			
土木部	[略]	①～③ [略]																			

	土木部	管理班	①～③ [略]			④応急仮設住宅の用地選定、建設、 供与及び応急修理	修正																							
3-19-1	第19節 感染症予防計画 第1 [略] 第2 実施機関（責任者） [表略]			第19節 感染症予防計画 第1 [略] 第2 実施機関（責任者） [表略]			★現状に合わせた町の修正 ★現状に合わせた町の修正 ★現状に合わせた町の修正																							
	【町本部の担当部・班】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>①県本部に対する予防接種の実施要請 ②県本部に対する感染症予防用資機材の調達又はあっせん</td> </tr> <tr> <td>町民部</td> <td>防疫班</td> <td>①被災地域の消毒 ②避難所の感染症予防指導 ③感染症予防用資機材の調達</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>救護班</td> <td>①県本部長が実施する疫学調査等への協力 ②臨時予防接種の実施</td> </tr> </tbody> </table>			部	担当班	業務内容		総務部	総務班	①県本部に対する予防接種の実施要請 ②県本部に対する感染症予防用資機材の調達又はあっせん	町民部	防疫班	①被災地域の消毒 ②避難所の感染症予防指導 ③感染症予防用資機材の調達	福祉部	救護班	①県本部長が実施する疫学調査等への協力 ②臨時予防接種の実施	【町本部の担当部・班】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>情報班</td> <td>県本部に対する感染症予防用資機材の調達又はあっせん</td> </tr> <tr> <td>町民部</td> <td>防疫班</td> <td>①被災地域の消毒 ②被災地の感染症予防</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>救護班</td> <td>①県本部長が実施する疫学調査等への協力 ②臨時予防接種の実施 ③避難所の感染症予防 ④県本部に対する臨時予防接種の実施要請</td> </tr> </tbody> </table>			部	担当班	業務内容	総務部	情報班	県本部に対する感染症予防用資機材の調達又はあっせん	町民部	防疫班	①被災地域の消毒 ②被災地の感染症予防	福祉部	救護班
部	担当班	業務内容																												
総務部	総務班	①県本部に対する予防接種の実施要請 ②県本部に対する感染症予防用資機材の調達又はあっせん																												
町民部	防疫班	①被災地域の消毒 ②避難所の感染症予防指導 ③感染症予防用資機材の調達																												
福祉部	救護班	①県本部長が実施する疫学調査等への協力 ②臨時予防接種の実施																												
部	担当班	業務内容																												
総務部	情報班	県本部に対する感染症予防用資機材の調達又はあっせん																												
町民部	防疫班	①被災地域の消毒 ②被災地の感染症予防																												
福祉部	救護班	①県本部長が実施する疫学調査等への協力 ②臨時予防接種の実施 ③避難所の感染症予防 ④県本部に対する臨時予防接種の実施要請																												
	第3 実施要領 1～4 [略] 5 実施方法 (1)～(8) [略] (9) 避難所における感染症予防活動（主に感染症予			第3 実施要領 1～4 [略] 5 実施方法 (1)～(8) [略] (9) 避難所における感染症予防活動（主に感染症予防班																										

	防班及び疫学調査班) ○ [略] ア～オ [略]	及び疫学調査班) ○ [略] ア～オ [略] ○ 町本部長は、避難所における過密抑制に配慮する。																																								
3-20-1	第20節 廃棄物処理・障害物除去計画 第1 [略] 第2 実施機関（責任者） 1 廃棄物処理 [表略] 【町本部の担当部・班】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>①近隣市町村への廃棄物・し尿処理の依頼 ②県本部に対する要員派遣並びに資機材の調達及びあっせん要請</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">町民部</td> <td>清掃班</td> <td>廃棄物の処理及び清掃</td> </tr> <tr> <td>防疫班</td> <td>し尿処理</td> </tr> </tbody> </table> 2 障害物除去 [表略] 【町本部の担当部・班】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	総務部	総務班	①近隣市町村への廃棄物・し尿処理の依頼 ②県本部に対する要員派遣並びに資機材の調達及びあっせん要請	町民部	清掃班	廃棄物の処理及び清掃	防疫班	し尿処理	部	担当班	業務内容	総務部	[略]	[略]	第20節 廃棄物処理・障害物除去計画 第1 [略] 第2 実施機関（責任者） 1 廃棄物処理 [表略] 【町本部の担当部・班】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>総務班</td> <td>近隣市町村への廃棄物・し尿処理の依頼調整</td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>県本部に対する要員派遣並びに資機材の調達及びあっせん要請</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">町民部</td> <td>清掃班</td> <td>①一般廃棄物の処理及び清掃 ②し尿処理</td> </tr> <tr> <td>産業部</td> <td>産業振興関係廃棄物の処理調整</td> </tr> <tr> <td></td> <td>産業振興班</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 2 障害物除去 [表略] 【町本部の担当部・班】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	総務部	総務班	近隣市町村への廃棄物・し尿処理の依頼調整	情報班	県本部に対する要員派遣並びに資機材の調達及びあっせん要請	町民部	清掃班	①一般廃棄物の処理及び清掃 ②し尿処理	産業部	産業振興関係廃棄物の処理調整		産業振興班		部	担当班	業務内容	総務部	[略]	[略]	★現状に合わせた町の修正 ★現状に合わせた町の修正 ★現状に合わせた町の修正
部	担当班	業務内容																																								
総務部	総務班	①近隣市町村への廃棄物・し尿処理の依頼 ②県本部に対する要員派遣並びに資機材の調達及びあっせん要請																																								
町民部	清掃班	廃棄物の処理及び清掃																																								
	防疫班	し尿処理																																								
部	担当班	業務内容																																								
総務部	[略]	[略]																																								
部	担当班	業務内容																																								
総務部	総務班	近隣市町村への廃棄物・し尿処理の依頼調整																																								
	情報班	県本部に対する要員派遣並びに資機材の調達及びあっせん要請																																								
町民部	清掃班	①一般廃棄物の処理及び清掃 ②し尿処理																																								
	産業部	産業振興関係廃棄物の処理調整																																								
	産業振興班																																									
部	担当班	業務内容																																								
総務部	[略]	[略]																																								

	<table border="1"> <tr> <td>土木部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>産業部</td> <td><u>水産班</u></td> <td>[略]</td> </tr> </table>	土木部	[略]	[略]	産業部	<u>水産班</u>	[略]	<table border="1"> <tr> <td>土木部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>産業部</td> <td><u>産業振興班</u></td> <td>[略]</td> </tr> </table>	土木部	[略]	[略]	産業部	<u>産業振興班</u>	[略]	★現状に合わせた町の修正															
土木部	[略]	[略]																												
産業部	<u>水産班</u>	[略]																												
土木部	[略]	[略]																												
産業部	<u>産業振興班</u>	[略]																												
3-21-1	<p>第21節 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td><u>総務班</u></td> <td>①捜索の手配及び県本部に対する報告 ②県本部に対する遺体処理用資機材の調達及びあっせん要請</td> </tr> <tr> <td><u>福祉部</u></td> <td><u>救護班</u></td> <td>①捜索班の編成及び行方不明者、遺体の捜索 ②<u>遺体の検案、及び検視への支援</u></td> </tr> <tr> <td><u>消防部</u></td> <td><u>消防班</u></td> <td>①<u>行方不明者の捜索</u></td> </tr> <tr> <td>町民部</td> <td>防疫班</td> <td>①<u>行方不明者、遺体の捜索</u> ②<u>遺体の収容及び処理</u> ③遺体の埋葬許可</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	総務部	<u>総務班</u>	①捜索の手配及び県本部に対する報告 ②県本部に対する遺体処理用資機材の調達及びあっせん要請	<u>福祉部</u>	<u>救護班</u>	①捜索班の編成及び行方不明者、遺体の捜索 ② <u>遺体の検案、及び検視への支援</u>	<u>消防部</u>	<u>消防班</u>	① <u>行方不明者の捜索</u>	町民部	防疫班	① <u>行方不明者、遺体の捜索</u> ② <u>遺体の収容及び処理</u> ③遺体の埋葬許可	<p>第21節 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>本部運営部</u></td> <td><u>本部運営班</u></td> <td>①捜索の手配及び県本部に対する報告 ②捜索班の編成及び行方不明者、遺体の捜索のための調整</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td><u>情報班</u></td> <td>①県本部に対する遺体処理用資機材の調達及びあっせん要請</td> </tr> <tr> <td>町民部</td> <td>防疫班</td> <td>①<u>遺体の情報収集</u> ②<u>遺体の収容及び引渡し</u> ③遺体の埋葬許可</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	<u>本部運営部</u>	<u>本部運営班</u>	①捜索の手配及び県本部に対する報告 ②捜索班の編成及び行方不明者、遺体の捜索のための調整	総務部	<u>情報班</u>	①県本部に対する遺体処理用資機材の調達及びあっせん要請	町民部	防疫班	① <u>遺体の情報収集</u> ② <u>遺体の収容及び引渡し</u> ③遺体の埋葬許可	<p>★現状に合わせた町の修正</p> <p>★現状に合わせた町の修正</p> <p>★現状に合わせた町の修正</p>
部	担当班	業務内容																												
総務部	<u>総務班</u>	①捜索の手配及び県本部に対する報告 ②県本部に対する遺体処理用資機材の調達及びあっせん要請																												
<u>福祉部</u>	<u>救護班</u>	①捜索班の編成及び行方不明者、遺体の捜索 ② <u>遺体の検案、及び検視への支援</u>																												
<u>消防部</u>	<u>消防班</u>	① <u>行方不明者の捜索</u>																												
町民部	防疫班	① <u>行方不明者、遺体の捜索</u> ② <u>遺体の収容及び処理</u> ③遺体の埋葬許可																												
部	担当班	業務内容																												
<u>本部運営部</u>	<u>本部運営班</u>	①捜索の手配及び県本部に対する報告 ②捜索班の編成及び行方不明者、遺体の捜索のための調整																												
総務部	<u>情報班</u>	①県本部に対する遺体処理用資機材の調達及びあっせん要請																												
町民部	防疫班	① <u>遺体の情報収集</u> ② <u>遺体の収容及び引渡し</u> ③遺体の埋葬許可																												

3-22-1	<p>第22節 応急対策要員確保計画</p> <p>第1 「略」</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>災害現地における防災関係機関相互の要員の調整</td> </tr> <tr> <td>企画部</td> <td>企画調整班</td> <td>従事命令による要員の確保</td> </tr> <tr> <td>産業部</td> <td>商工班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	総務部	総務班	災害現地における防災関係機関相互の要員の調整	企画部	企画調整班	従事命令による要員の確保	産業部	商工班	[略]	<p>第22節 応急対策要員確保計画</p> <p>第1 「略」</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部運営部</td> <td>本部運営班</td> <td>災害現地における防災関係機関相互の要員の調整</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>情報班</td> <td>従事命令による要員の確保</td> </tr> <tr> <td>産業部</td> <td>産業振興班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	本部運営部	本部運営班	災害現地における防災関係機関相互の要員の調整	総務部	情報班	従事命令による要員の確保	産業部	産業振興班	[略]	★現状に合わせた町の修正
部	担当班	業務内容																									
総務部	総務班	災害現地における防災関係機関相互の要員の調整																									
企画部	企画調整班	従事命令による要員の確保																									
産業部	商工班	[略]																									
部	担当班	業務内容																									
本部運営部	本部運営班	災害現地における防災関係機関相互の要員の調整																									
総務部	情報班	従事命令による要員の確保																									
産業部	産業振興班	[略]																									
3-24-1	<p>第24節 農畜産物応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>① 県本部長に対する畜産対策の応援要請 ② 県本部長に対する防除資機材等の調達又はあっせん ③ 県本部長に対する飼料等の確保のあっせん</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	総務部	総務班	① 県本部長に対する畜産対策の応援要請 ② 県本部長に対する防除資機材等の調達又はあっせん ③ 県本部長に対する飼料等の確保のあっせん	<p>第24節 農畜産物応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>総務班</td> <td>① 県本部長に対する畜産対策の応援要請</td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>① 県本部長に対する防除資機材等の調達又はあっせん ② 県本部長に対する飼料等の確保のためのあっせん</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	総務部	総務班	① 県本部長に対する畜産対策の応援要請	情報班	① 県本部長に対する防除資機材等の調達又はあっせん ② 県本部長に対する飼料等の確保のためのあっせん	★現状に合わせた町の修正										
部	担当班	業務内容																									
総務部	総務班	① 県本部長に対する畜産対策の応援要請 ② 県本部長に対する防除資機材等の調達又はあっせん ③ 県本部長に対する飼料等の確保のあっせん																									
部	担当班	業務内容																									
総務部	総務班	① 県本部長に対する畜産対策の応援要請																									
	情報班	① 県本部長に対する防除資機材等の調達又はあっせん ② 県本部長に対する飼料等の確保のためのあっせん																									

	産業部 農林・水産班 [略]	産業部 産業振興班 [略]	★現状に合わせた町の修正																																
3-25-1	<p>第25節 公共土木施設等応急対策</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 漁港施設 [表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>漁港施設</td> <td>産業部</td> <td>農林・水産班</td> <td>大槌漁港施設の被害状況調査及び応急対策の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 道路施設 実施機関は、関係機関と速やかに協議、調整の上、災害の態様と緊急度に応じて、<u>緊急輸送道路の優先を基本として、状況に応じ、国道、県道、町道問わず必要な道路への</u>応急復旧を実施する。</p>	区分	部	担当班	業務内容	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	漁港施設	産業部	農林・水産班	大槌漁港施設の被害状況調査及び応急対策の実施	<p>第25節 公共土木施設等応急対策</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 漁港施設 [表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>漁港施設</td> <td>産業部</td> <td>産業振興班</td> <td>漁港施設の被害状況調査及び応急対策の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 道路施設 ○ 実施機関は、関係機関と速やかに協議、調整の上、災害の態様と緊急度に応じて、<u>緊急輸送道路を重点的に</u>応急復旧する。</p> <p>○ <u>県は、町が管理する町道（県が管理する道路と交通</u></p>	区分	部	担当班	業務内容	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	漁港施設	産業部	産業振興班	漁港施設の被害状況調査及び応急対策の実施	<p>★現状に合わせた町の修正</p> <p>★現状に合わせた町の修正</p> <p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の</p>
区分	部	担当班	業務内容																																
[略]	[略]	[略]	[略]																																
[略]			[略]																																
漁港施設	産業部	農林・水産班	大槌漁港施設の被害状況調査及び応急対策の実施																																
区分	部	担当班	業務内容																																
[略]	[略]	[略]	[略]																																
[略]			[略]																																
漁港施設	産業部	産業振興班	漁港施設の被害状況調査及び応急対策の実施																																

	<p>[以下略]</p>	<p>上密接な関連を有するものに限る。)について、町から <u>要請があり、かつ、町における道路の維持又は災害復 旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案 して、町に代わって自ら行うことが適当であると認め られるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、 当該工事を行うことができる権限代行制度により、支 援を行う。</u></p> <p>[以下略]</p>	<p>修正に合わせた修正</p>																								
<p>3-27-1</p>	<p>第27節 危険物施設等応急対策計画 第1 [略] 第2 石油類等危険物 1 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="333 732 976 783"> <tr> <td>[表略]</td> </tr> </table> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1" data-bbox="333 831 976 1078"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部運 営部</td> <td>本部運 営班</td> <td>①・② [略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>総務班</td> <td>自衛隊の災害派遣要請</td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>地域住民に対する災害発生の周知</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 火薬類 1 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="333 1225 976 1276"> <tr> <td>[表略]</td> </tr> </table> <p>【町本部の担当部・班】</p>	[表略]	部	担当班	業務内容	本部運 営部	本部運 営班	①・② [略]	総務部	総務班	自衛隊の災害派遣要請	情報班	地域住民に対する災害発生の周知	[表略]	<p>第27節 危険物施設等応急対策計画 第1 [略] 第2 石油類等危険物 1 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="1032 732 1675 783"> <tr> <td>[表略]</td> </tr> </table> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1" data-bbox="1032 831 1675 1078"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部運 営部</td> <td>本部運 営班</td> <td>①・② [略] ③<u>地域住民に対する災害発生の周 知</u></td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>自衛隊の災害派遣要請</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 火薬類 1 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="1032 1225 1675 1276"> <tr> <td>[表略]</td> </tr> </table> <p>【町本部の担当部・班】</p>	[表略]	部	担当班	業務内容	本部運 営部	本部運 営班	①・② [略] ③ <u>地域住民に対する災害発生の周 知</u>	総務部	総務班	自衛隊の災害派遣要請	[表略]	<p>★現状に合わせた町の 修正</p> <p>★現状に合わせた町の 修正</p>
[表略]																											
部	担当班	業務内容																									
本部運 営部	本部運 営班	①・② [略]																									
総務部	総務班	自衛隊の災害派遣要請																									
	情報班	地域住民に対する災害発生の周知																									
[表略]																											
[表略]																											
部	担当班	業務内容																									
本部運 営部	本部運 営班	①・② [略] ③ <u>地域住民に対する災害発生の周 知</u>																									
総務部	総務班	自衛隊の災害派遣要請																									
[表略]																											

部	担当班	業務内容
本部運営部	本部運営班	①・② [略]
総務部	総務班	自衛隊の災害派遣要請
	情報班	地域住民に対する災害発生の周知
産業部	商工班	[略]

第4 高圧ガス

1 実施機関（責任者）

[表略]

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
本部運営部	本部運営班	①・② [略]
総務部	総務班	自衛隊の災害派遣要請
	情報班	地域住民に対する災害発生の周知
産業部	産業部	[略]
消防部	消防班	災害の発生又は拡大防止のための 応急措置

第5 毒物・劇物

1 実施機関（責任者）

[表略]

部	担当班	業務内容
本部運営部	本部運営班	①・② [略] ③地域住民に対する災害発生の周知
総務部	総務班	自衛隊の災害派遣要請
産業部	産業振興班	[略]

第4 高圧ガス

1 実施機関（責任者）

[表略]

【町本部の担当部・班】

部	担当班	業務内容
本部運営部	本部運営班	①・② [略] ③地域住民に対する災害発生の周知
総務部	総務班	自衛隊の災害派遣要請
産業部	産業振興班	[略]

第5 毒物・劇物

1 実施機関（責任者）

[表略]

現状に合わせた町の修正

★現状に合わせた町の修正

★現状に合わせた町の修正

	<p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部運営部</td> <td>本部運営班</td> <td>①・② [略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>総務班</td> <td>自衛隊の災害派遣要請</td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>地域住民に対する災害発生の周知</td> </tr> <tr> <td>産業部</td> <td>産業部</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>消防班</td> <td>①災害の発生又は拡大防止のための応急措置 ②避難措置及び警戒区域の設定</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	本部運営部	本部運営班	①・② [略]	総務部	総務班	自衛隊の災害派遣要請	情報班	地域住民に対する災害発生の周知	産業部	産業部	[略]	消防部	消防班	①災害の発生又は拡大防止のための応急措置 ②避難措置及び警戒区域の設定	<p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部運営部</td> <td>本部運営班</td> <td>①・② [略]</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>③地域住民に対する災害発生の周知</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>自衛隊の災害派遣要請</td> </tr> <tr> <td>産業部</td> <td>産業振興班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	本部運営部	本部運営班	①・② [略]	総務部	総務班	③地域住民に対する災害発生の周知	総務部	総務班	自衛隊の災害派遣要請	産業部	産業振興班	[略]	★現状に合わせた町の修正
部	担当班	業務内容																																	
本部運営部	本部運営班	①・② [略]																																	
総務部	総務班	自衛隊の災害派遣要請																																	
	情報班	地域住民に対する災害発生の周知																																	
産業部	産業部	[略]																																	
消防部	消防班	①災害の発生又は拡大防止のための応急措置 ②避難措置及び警戒区域の設定																																	
部	担当班	業務内容																																	
本部運営部	本部運営班	①・② [略]																																	
総務部	総務班	③地域住民に対する災害発生の周知																																	
総務部	総務班	自衛隊の災害派遣要請																																	
産業部	産業振興班	[略]																																	
3-28-1	<p>第28 海上災害応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務1班</td> <td>①消防活動の連絡調整 ②海上保安部等との連絡調整 ③地域住民に対する災害発生の周知</td> </tr> <tr> <td>産業部</td> <td>農林・水産班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	総務部	総務1班	①消防活動の連絡調整 ②海上保安部等との連絡調整 ③地域住民に対する災害発生の周知	産業部	農林・水産班	[略]	<p>第28 海上災害応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部運営部</td> <td>本部運営班</td> <td>①消防活動の連絡調整 ②海上保安部等との連絡調整 ③地域住民に対する災害発生の周知</td> </tr> <tr> <td>産業部</td> <td>産業振興班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	本部運営部	本部運営班	①消防活動の連絡調整 ②海上保安部等との連絡調整 ③地域住民に対する災害発生の周知	産業部	産業振興班	[略]	<p>★現状に合わせた町の修正</p> <p>★現状に合わせた町の修正</p>														
部	担当班	業務内容																																	
総務部	総務1班	①消防活動の連絡調整 ②海上保安部等との連絡調整 ③地域住民に対する災害発生の周知																																	
産業部	農林・水産班	[略]																																	
部	担当班	業務内容																																	
本部運営部	本部運営班	①消防活動の連絡調整 ②海上保安部等との連絡調整 ③地域住民に対する災害発生の周知																																	
産業部	産業振興班	[略]																																	
3-29-1	<p>第29節 林野火災応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p>	<p>第29節 林野火災応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p>																																	

	<p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>①消防活動の連絡調整 ②自衛隊の災害派遣要請</td> </tr> <tr> <td>産業部</td> <td>農林・水産班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	総務部	総務班	①消防活動の連絡調整 ②自衛隊の災害派遣要請	産業部	農林・水産班	[略]	<p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部運営部</td> <td>本部運営班</td> <td>消防活動の連絡調整</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>自衛隊の災害派遣要請</td> </tr> <tr> <td>産業部</td> <td>産業振興班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	本部運営部	本部運営班	消防活動の連絡調整	総務部	総務班	自衛隊の災害派遣要請	産業部	産業振興班	[略]	<p>★現状に合わせた町の修正</p>
部	担当班	業務内容																						
総務部	総務班	①消防活動の連絡調整 ②自衛隊の災害派遣要請																						
産業部	農林・水産班	[略]																						
部	担当班	業務内容																						
本部運営部	本部運営班	消防活動の連絡調整																						
総務部	総務班	自衛隊の災害派遣要請																						
産業部	産業振興班	[略]																						
<p>3-30-1</p>	<p>第30節 防災ヘリコプター等活動計画</p> <p>第1 「略」</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>①防災ヘリコプターの応援要請 ②防災ヘリコプターの活動に対する支援</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	総務部	総務班	①防災ヘリコプターの応援要請 ②防災ヘリコプターの活動に対する支援	<p>第30節 防災ヘリコプター等活動計画</p> <p>第1 「略」</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[表略]</p> <p>【町本部の担当部・班】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>担当班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部運営部</td> <td>本部運営班</td> <td>①防災ヘリコプターの応援要請 ②防災ヘリコプターの活動に対する支援</td> </tr> </tbody> </table>	部	担当班	業務内容	本部運営部	本部運営班	①防災ヘリコプターの応援要請 ②防災ヘリコプターの活動に対する支援	<p>★現状に合わせた町の修正</p>									
部	担当班	業務内容																						
総務部	総務班	①防災ヘリコプターの応援要請 ②防災ヘリコプターの活動に対する支援																						
部	担当班	業務内容																						
本部運営部	本部運営班	①防災ヘリコプターの応援要請 ②防災ヘリコプターの活動に対する支援																						

第4章 災害復旧・復興計画

頁	現計画	修正案	備考
4-2-1	<p>第2節 生活の安全確保計画</p> <p>第1 「略」</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 被災者生活再建支援制度の活用</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県が実施主体となり、町が申請書類の受付け窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された(財)都道府県会館に委託し実施する。</p> <p>○ [略]</p> <p><u>(1) 対象となる災害の程度</u></p> <p>対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。</p> <p><u>ア</u> 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村</p> <p><u>イ</u> 10世帯以上の住宅が全壊した市町村</p> <p><u>ウ</u> 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県</p>	<p>第2節 生活の安全確保計画</p> <p>第1 「略」</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 被災者生活再建支援制度の活用</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県が実施主体となり、町が申請書類の受付け窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された<u>公益財団法人</u>都道府県センターに委託し実施する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 対象となる</p> <p>対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、<u>支援法の対象となる自然災害</u>の程度は次のとおりである。</p> <p><u>①</u> 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号の<u>いずれかに</u>該当する被害が発生した市町村における<u>自然災害</u></p> <p><u>②</u> 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における<u>自然災害</u></p> <p><u>③</u> 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における<u>自然災害</u></p>	<p>◇岩手県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p>

<p>エ <u>ア又はイの市町村を含む都道県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）</u></p> <p>オ <u>アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）</u></p> <p>カ <u>ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村</u></p> <p>(2) 支援金の支給対象 [略]</p> <p>ア 住宅が「全壊」した世帯</p> <p>イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、<u>その住宅をやむを得ず解体した世帯</u></p> <p>ウ <u>災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯</u></p> <p>エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>	<p>④ <u>①又は②の市町村を含む都道県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</u></p> <p>⑤ <u>5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①から③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</u></p> <p>⑥ <u>①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満のものに限る。）又は2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）</u></p> <p>○ 支援金の支給対象 [略]</p> <p>① <u>居住する住宅が「全壊」した世帯</u></p> <p>② <u>居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない理由により解体し、又は解体されるに至った世帯（解体世帯）</u></p> <p>③ <u>災害による危険な状態が継続すること、その他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯</u></p> <p>④ <u>住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</u></p> <p>⑤ <u>②から④までの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規</u></p>	<p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p>
---	---	---

(3) 支援金の支給

《複数世帯の場合》(単位：万円)

区分	在宅の 再建方 法	基礎支 援金	加算支 援金	合計
全壊世帯	建設・ 購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・ 購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100

模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが
困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

○ 支援金の支給

《複数世帯の場合》(単位：万円)

区分	在宅の 再建方 法	基礎支 援金	加算支 援金	合計
全壊世帯	建設・ 購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・ 購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
<u>中規模 半壊世帯</u>	<u>建設・ 購入</u>	<u>二</u>	<u>100</u>	<u>100</u>
	<u>補修</u>	<u>二</u>	<u>50</u>	<u>50</u>
	<u>賃借</u>	<u>二</u>	<u>25</u>	<u>25</u>

● 防災基本計画及び法令
等の改正に伴い県の修正
に合わせた修正

《単数世帯の場合》(単位：万円)					《単数世帯の場合》(単位：万円)					●防災基本計画の修正及び法令等の改正に伴う修正
区分	在宅の 再建方 法	基礎支 援金	加算支 援金	合計	区分	在宅の 再建方 法	基礎支 援金	加算支 援金	合計	
全壊世帯	建設・ 購入	75	150	225	全壊世帯	建設・ 購入	75	150	225	
	補修	75	72	150		補修	75	72	150	
	賃借	75	37.5	112.5		賃借	75	37.5	112.5	
大規模 半壊世帯	建設・ 購入	37.5	150	187.5	大規模 半壊世帯	建設・ 購入	37.5	150	187.5	
	補修	37.5	75	112.5		補修	37.5	75	112.5	
	賃借	37.5	37.5	75		賃借	37.5	37.5	75	
[略]					中規模 半壊世帯	建設・ 購入	二	<u>75</u>	<u>75</u>	
						補修	二	<u>37.5</u>	<u>37.5</u>	
						賃借	二	<u>18.75</u>	<u>18.75</u>	

地震・津波対策編

地震・津波対策編

第1章 総則

頁	現計画	修正案	備考
1-5-1	<p>第5節 地震・津波の想定</p> <p>第1 地震津波の想定の基本となる考え方</p> <p>県では、将来甚大な被害をもたらすおそれのある地震・津波の災害像を過去事例等から明らかにし、地震・津波発生時の各種構造物等の被害量及び被害分布をあらかじめ予測し、被害想定を行った上で、大規模災害時にも対応しうる防災施設の整備のほか、県地域防災計画の見直しや市町村津波避難計画策定などに反映させてきた。</p> <p>【地震被害想定調査結果（平成9年度実施）県地域防災計画資料編】</p> <p>【津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成15～16年度実施）県地域防災計画資料編】</p> <p>平成23年東北地方太平洋沖地震の被害の多くは、従前の被害想定をはるかに超える結果となったところであり、このことを踏まえ、その要因の調査分析並びに新たな被害想定の実施及びそれに基づく減災目標の策定を進める。</p> <p>当面の防災対策については、地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、平成23年東北地方太平洋沖地震並びに過去の最大クラスの海溝型の地震及び津波と内陸直下型地震を想定する。</p>	<p>第5節 地震・津波の想定</p> <p>第1 地震津波の想定の基本となる考え方</p> <p>○ 県では、将来甚大な被害をもたらすおそれのある地震・津波の災害像を過去事例等から明らかにし、地震・津波発生時の各種構造物等の被害量及び被害分布をあらかじめ予測し、被害想定を行った上で、大規模災害時にも対応しうる防災施設の整備のほか、県地域防災計画の見直しや市町村津波避難計画策定などに反映させてきた。</p> <p>【地震被害想定調査結果（平成9年度実施）県地域防災計画資料編】</p> <p>【津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査（平成15～16年度実施）県地域防災計画資料編】</p> <p>○ 平成23年東北地方太平洋沖地震の被害の多くは、従前の被害想定をはるかに超える結果となったところであり、このことを踏まえ、その要因の調査分析並びに新たな被害想定の実施及びそれに基づく減災目標の策定を進める。</p> <p>○ 当面の防災対策については、地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、平成23年東北地方太平洋沖地震並びに過去の最大クラスの海溝型の地震及び津波と内陸直下型地震を想定する。</p>	<p>■所要の修正</p> <p>■所要の修正</p> <p>■所要の修正</p>

	<p>また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震（※1）や遠地地震（※2）に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震を想定した<u>避難指示（緊急）</u>の発令体制などの避難に関する対策も検討する。</p>	<p>○ また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震（※1）や遠地地震（※2）に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震を想定した<u>高齢者等避難及び避難指示（以下本編中「避難指示等」という。）</u>の発令体制などの避難に関する対策も検討する。</p> <p>○ なお、令和4年1月16日に本県に津波警報が発令されたトンガ諸島付近のフンガ・トンガ・フンガ・ハアパイ火山の大規模噴火に伴う津波のような地震を伴わない津波に関しては、<u>防災基本計画、避難情報のガイドライン、気象庁の警報等発表要領の見直し等を踏まえ、今後対策を検討していく。</u></p>	<p>■ 所要の修正</p> <p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p>
--	---	--	--

第2章 災害予防計画

頁	現計画	修正案	備考
2-1-1	<p>第1節 防災知識の普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>○防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 緊急地震速報、津波警報、避難指示<u>(緊急)</u>等の意味及び内容</p>	<p>第1節 防災知識の普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>○防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 緊急地震速報、津波警報、避難指示等の意味及び内容</p>	<p>■所要の修正</p>
2-5-1	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 町の避難計画</p> <p>[本編・第2章・第7節・第2・1 参照]</p> <p>町は、避難指示等を住民等に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等を定める。</p> <p>町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民等が避難の意識を喚起しな</p>	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 町の避難計画</p> <p>[本編・第2章・第7節・第2・1 参照]</p> <p>○ 町は、避難指示等を住民等に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等を定める。</p> <p>○ 町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民等が避難の意識を喚起</p>	<p>■所要の修正</p> <p>■所要の修正</p>

	<p>い状態で突然津波が押し寄せることのないよう、避難指示<u>(緊急)</u>等の発令・伝達体制を整える。</p> <p>2 町の津波避難計画</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ <u>避難指示 (緊急)</u></p> <p>「略」</p> <p>3 [略]</p> <p>4 広域一時滞在</p> <p>[略]</p>	<p>しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、避難指示等の発令・伝達体制を整える。</p> <p>2 町の津波避難計画</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ <u>避難指示等</u></p> <p>「略」</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>広域避難及び広域一時滞在</u></p> <p>[略]</p>	<p>■所要の修正</p> <p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p>
--	---	---	--

第3章 災害応急対策計画

頁	現計画	修正案	備考																																
3-2-6	<p>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">発表中の津波警報等</th> <th style="text-align: center;">発表基準</th> <th style="text-align: center;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">大津波警報</td> <td style="text-align: center;">3 m越</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 m以下</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">津波警報</td> <td style="text-align: center;">1 m越</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 m以下</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">津波注意報</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	3 m越	[略]	3 m以下	[略]	津波警報	1 m越	[略]	1 m以下	[略]	津波注意報	[略]	[略]	<p>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">発表中の津波警報等</th> <th style="text-align: center;">発表基準</th> <th style="text-align: center;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">大津波警報</td> <td style="text-align: center;">3 m超</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 m以下</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">津波警報</td> <td style="text-align: center;">1 m超</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 m以下</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">津波注意報</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	3 m超	[略]	3 m以下	[略]	津波警報	1 m超	[略]	1 m以下	[略]	津波注意報	[略]	[略]	<p>■所要の修正</p>
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																	
大津波警報	3 m越	[略]																																	
	3 m以下	[略]																																	
津波警報	1 m越	[略]																																	
	1 m以下	[略]																																	
津波注意報	[略]	[略]																																	
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																	
大津波警報	3 m超	[略]																																	
	3 m以下	[略]																																	
津波警報	1 m超	[略]																																	
	1 m以下	[略]																																	
津波注意報	[略]	[略]																																	
3-14-1	<p>第14節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 震災発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に<u>避難指示並びに、屋内安全確保の指示(以下、本節中「避難指示等」という。)</u>を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら避難誘導を行う。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～7 [略]</p>	<p>第14節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 震災発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、<u>避難指示等</u>を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら避難誘導を行う。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 <u>広域避難</u></p> <p>【本編・第3章・第14節・第3・8 参照】</p>	<p>■所要の修正</p> <p>■所要の修正</p>																																

	<p><u>8</u> 広域一時滞在 【本編・第3章・第14節・第3・8 参照】</p> <p><u>9</u> 住民等に対する情報等の提供体制 【本編・第3章・第14節・第3・<u>9</u> 参照】</p>	<p><u>9</u> 広域一時滞在 【本編・第3章・第14節・第3・<u>9</u> 参照】</p> <p><u>10</u> 住民等に対する情報等の提供体制 【本編・第3章・第14節・第3・<u>10</u> 参照】</p>	<p>■所要の修正</p>
--	---	--	---------------

風水害対策編

風水害対策編

第1章 総則

頁	現計画	修正案	備考
1-3	<p>第3節 用語の定義</p> <p>1～17 [略]</p> <p>18 氾濫危険水位（特別警戒水位） 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。</p> <p>19 [略]</p> <p>20 <u>高潮氾濫危険水位</u> <u>法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。</u></p> <p>21～28 [略]</p>	<p>第3節 用語の定義</p> <p>1～17 [略]</p> <p>18 氾濫危険水位（特別警戒水位） 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。</p> <p>19 [略]</p> <p><u>[削除]</u></p> <p>20～27 [略]</p>	<p>岩手県水防計画に合わせた修正</p>
1-4	<p>第4節</p> <p>1 水防管理団体（大槌町）の責任 (1)～(8) [略]</p> <p>(9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）</p>	<p>第4節</p> <p>1 水防管理団体（大槌町）の責任 (1)～(8) [略]</p> <p>(9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。<u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果につ</u></p>	<p>岩手県水防計画に合わせた修正</p>

		いての助言・勧告（法第15条の3）	
--	--	-------------------	--

第2章 災害予防計画

頁	現計画	修正案	備考																		
2-2	<p>第2章 水防組織</p> <p>第1節 町の水防組織</p> <p>水防管理者は、水防に関係のある警報・注意報等又は地震等により、洪水、津波又は高潮<u>浸</u>のおそれがあると認められるときから、<u>洪水</u>等の危険が解除されるまで、町に水防本部を置いて、水防事務を処理する。ただし、大槌町災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。</p> <p>第2節～第4節 [略]</p> <p>第5節 執務時間外における連絡</p> <p>関係公署等電話番号表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公署名</th> <th>電話番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>盛岡地方気象台</td> <td>019-622-7868</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公署名	電話番号	備考	[略]	[略]	[略]	盛岡地方気象台	019-622-7868		<p>第2章 水防組織</p> <p>第1節 町の水防組織</p> <p>水防管理者は、水防に関係のある警報・注意報等又は地震等により、洪水、津波又は高潮（以下「<u>水害等</u>という。）のおそれがあると認められるときから、<u>水害等</u>の危険が解除されるまで、町に水防本部を置いて、水防事務を処理する。ただし、大槌町災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。</p> <p>第2節～第4節 [略]</p> <p>第5節 執務時間外における連絡</p> <p>関係公署等電話番号表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公署名</th> <th>電話番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>盛岡地方気象台</td> <td>019-622-7870</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公署名	電話番号	備考	[略]	[略]	[略]	盛岡地方気象台	019-622-7870		<p>■所要の修正</p>
公署名	電話番号	備考																			
[略]	[略]	[略]																			
盛岡地方気象台	019-622-7868																				
公署名	電話番号	備考																			
[略]	[略]	[略]																			
盛岡地方気象台	019-622-7870																				

5-1	<p>第5章 雨量・水位等の観測及び通報</p> <p>第1節 雨量の観測及び通報</p> <p>1 雨量観測所</p> <p>大槌町内の雨量観測所は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="309 347 1032 595"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>所 管</th> <th>観測方式</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 槌</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新 町</td> <td>気象庁</td> <td>アメダス</td> <td>臨時地域気象観測所</td> </tr> <tr> <td>大槌橋</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	観測所名	所 管	観測方式	備 考	大 槌	[略]	[略]		新 町	気象庁	アメダス	臨時地域気象観測所	大槌橋	[略]	[略]	[略]	<p>第5章 雨量・水位等の観測及び通報</p> <p>第1節 雨量の観測及び通報</p> <p>1 雨量観測所</p> <p>大槌町内の雨量観測所は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1064 347 1749 496"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>所 管</th> <th>観測方式</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 槌</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大槌橋</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	観測所名	所 管	観測方式	備 考	大 槌	[略]	[略]		大槌橋	[略]	[略]	[略]	<p>■所要の修正</p>
観測所名	所 管	観測方式	備 考																												
大 槌	[略]	[略]																													
新 町	気象庁	アメダス	臨時地域気象観測所																												
大槌橋	[略]	[略]	[略]																												
観測所名	所 管	観測方式	備 考																												
大 槌	[略]	[略]																													
大槌橋	[略]	[略]	[略]																												
6-1	<p>第6章 気象等予報・警報の情報収集</p> <p>第3節 気象等予報・警報の収集要領</p> <p>1 気象情報</p> <p>(1) 気象庁</p> <p>ア 気象警報・注意報</p> <p>https://www.jma.go.jp/jp/warn/</p> <p>イ アメダス</p> <p>https://www.jma.go.jp/jp/amedas/</p> <p>ウ レーダー・ナウキャスト (降水・雷・竜巻)</p> <p>https://www.jma.go.jp/jp/radnowc/</p> <p>エ 雨雲の動き (高解像度降水ナウキャスト)</p> <p>https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/</p>	<p>第6章 気象等予報・警報の情報収集</p> <p>第3節 気象等予報・警報の収集要領</p> <p>1 気象情報</p> <p>(1) 気象庁</p> <p>ア 気象警報・注意報</p> <p>https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning</p> <p>イ アメダス</p> <p>https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas</p> <p>ウ 雨雲の動き (降水・雷・竜巻、線状降水帯、高解像度降水ナウキャスト)</p> <p>https://www.jma.go.jp/bosai/nowc</p>	<p>■所要の修正</p>																												

	<p>オ 今後の雨（降水短時間予報） https://www.jma.go.jp/jp/kaikotan/</p> <p>カ 洪水警報の危険度分布 https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html</p> <p>キ 大雨警報（浸水害）の危険度分布 https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html</p> <p>ク 大雨警報（土砂災害）の危険度分布 （土砂災害メッシュ情報） https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html</p> <p>(2) 盛岡地方気象台 https://www.jma-net.go.jp/morioka/</p>	<p>エ 今後の雨（降水短時間予報） https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/</p> <p>オ 洪水警報の危険度分布 https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood</p> <p>カ 大雨警報（浸水害）の危険度分布 https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund</p> <p>キ 大雨警報（土砂災害）の危険度分布 https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land</p> <p>(2) 盛岡地方気象台 https://www.data.jma.go.jp/morioka/index.html</p>	
16-1	<p>第 16 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>第 1 節 洪水等対応</p> <p>1 [略]</p> <p>2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置 [略]</p> <p>(1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>(1) 大槌町地域防災計画に名称及び所在地を定められた</p>	<p>第 16 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>第 1 節 洪水等対応</p> <p>1 [略]</p> <p>2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置 [略]</p> <p>(1) 洪水予報、水位到達情報、<u>その他の人的被害を生ずる恐れがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>(1) 大槌町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要</p>	

	<p>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を<u>実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</u></p>	<p>配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市町村長に報告するものとする。さらに、<u>自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</u></p>	
--	---	--	--

原子力災害対策編

原子力災害対策編

第2章 災害予防計画

頁	現計画	修正案	備考
2-1-1	<p>第1節 防災知識の普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の意味及び内容</u></p>	<p>第1節 防災知識の普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の意味及び内容</p>	<p>■所要の修正</p>
2-5-1	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 町の避難計画</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 避難計画は、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示</u>を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、避難のための立ち退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示</u>の住</p>	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 町の避難計画</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 避難計画は、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、避難のための立ち退き又は屋内への退避指示の住民への伝達方法、避</p>	<p>■所要の修正</p>

	<p>民への伝達方法、避難誘導方法、屋内退避方法その他必要な事項を定める。</p> <p>[略]</p> <p>2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 避難計画は、町長に対し、国から原災法第 15 条第 3 項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示</u>を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、施設内にいる者の避難のための立退き又は屋内への退避を迅速、確実に行うために必要な事項を定め、関係職員等に周知徹底を図る。</p> <p>3 広域一時滞在</p> <p>[略]</p> <p>第 3～第 5 [略]</p> <p>第 6 避難に関する広報</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="362 975 976 1265"> <tr> <td>[略]</td> <td>ア [略] イ 避難、屋内退避の<u>勧告・指示</u>の伝達方法 ウ・エ [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]	ア [略] イ 避難、屋内退避の <u>勧告・指示</u> の伝達方法 ウ・エ [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>難誘導方法、屋内退避方法その他必要な事項を定める。</p> <p>[略]</p> <p>2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 避難計画は、町長に対し、国から原災法第 15 条第 3 項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、施設内にいる者の避難のための立退き又は屋内への退避等を迅速、確実に行うために必要な事項を定め、関係職員等に周知徹底を図る。</p> <p>3 <u>広域避難及び広域一時滞在</u></p> <p>[略]</p> <p>第 3～第 5 [略]</p> <p>第 6 避難に関する広報</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="1068 975 1682 1265"> <tr> <td>[略]</td> <td>ア [略] イ 避難、屋内退避の指示の伝達方法 ウ・エ [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]	ア [略] イ 避難、屋内退避の指示の伝達方法 ウ・エ [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>■所要の修正</p> <p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>■所要の修正</p>
[略]	ア [略] イ 避難、屋内退避の <u>勧告・指示</u> の伝達方法 ウ・エ [略]														
[略]	[略]														
[略]	[略]														
[略]	ア [略] イ 避難、屋内退避の指示の伝達方法 ウ・エ [略]														
[略]	[略]														
[略]	[略]														

第3章 災害応急対策計画

頁	現計画	修正案	備考															
3-2-1	<p>第2節 特定事象発生情報等の伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [表略]</p> <p>【町本部の担当】</p> <table border="1" data-bbox="333 491 1010 639"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>消防班</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当業務	総務部	総務班	[略]	消防部	消防班		<p>第2節 特定事象発生情報等の伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [表略]</p> <p>【町本部の担当】</p> <table border="1" data-bbox="1041 491 1718 592"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部運営部</td> <td>本部運営班</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当業務	本部運営部	本部運営班	[略]	<p>■所要の修正</p>
部	班	担当業務																
総務部	総務班	[略]																
消防部	消防班																	
部	班	担当業務																
本部運営部	本部運営班	[略]																
3-6-1	<p>第6節 避難・影響回避計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 町民等の生命、身体の安全を確保するため、原子力災害が発生し、原災法第15条第3項の規定により、国から原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第1項及び第5項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきこと及びその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示（以下、本節中「内閣総理大臣指示」という。）があった場合には、迅速かつ的確に町民に伝達し、避難誘導等を実施する。特に、避難行動に時間を要する避難行動要支援者については、避難支援従事者の安全を確保しながら避難誘導等を行う。</p>	<p>第6節 避難・影響回避計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 町民等の生命、身体の安全を確保するため、原子力災害が発生し、原災法第15条第3項の規定により、国から原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第1項及び第5項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきこと及びその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示（以下、本節中「内閣総理大臣指示」という。）があった場合には、迅速かつ的確に町民に伝達し、避難誘導等を実施する。特に、避難行動に時間を要する避難行動要支援者については、避難支援従事者の安全を確保しながら避難誘導等を行う。</p>	<p>■所要の修正</p>															

	<p>[略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 避難勧告等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 300 528 347">実施機関</th> <th data-bbox="528 300 965 347">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 347 528 639">町本部長</td> <td data-bbox="528 347 965 639"> <p>地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告、指示</u></p> <p>[災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読替)]</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 639 528 1267">県本部長</td> <td data-bbox="528 639 965 1267"> <p>① 市町村長に代わって行う地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告、指示</u></p> <p>[災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読替適用)]</p> <p>② <u>必要と認める地域の</u>居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示</p> <p>[災害対策基本法第61条(原災法第28条第2項による読替適用)、警察官職務執行法第4条]</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1267 528 1362">釜石海上保安部</td> <td data-bbox="528 1267 965 1362">必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のた</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	町本部長	<p>地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告、指示</u></p> <p>[災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読替)]</p>	県本部長	<p>① 市町村長に代わって行う地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告、指示</u></p> <p>[災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読替適用)]</p> <p>② <u>必要と認める地域の</u>居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示</p> <p>[災害対策基本法第61条(原災法第28条第2項による読替適用)、警察官職務執行法第4条]</p>	釜石海上保安部	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のた	<p>[略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 避難勧告等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1043 300 1234 347">実施機関</th> <th data-bbox="1234 300 1671 347">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1043 347 1234 639">町本部長</td> <td data-bbox="1234 347 1671 639"> <p><u>必要と認める地域の必要と認める</u>住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避等の指示</p> <p>[災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読替)]</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 639 1234 1267">県本部長</td> <td data-bbox="1234 639 1671 1267"> <p>① 市町村長に代わって行う地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避指示</p> <p>[災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読替適用)]</p> <p>② <u>必要と認める地域の必要と認める</u>居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避等の指示</p> <p>[災害対策基本法第61条(原災法第28条第2項による読替適用)、警察官職務執行法第4条]</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 1267 1234 1362">釜石海上保安部</td> <td data-bbox="1234 1267 1671 1362"><u>必要と認める地域の必要と認める</u>居住者、滞在者その他の者に対</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	町本部長	<p><u>必要と認める地域の必要と認める</u>住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避等の指示</p> <p>[災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読替)]</p>	県本部長	<p>① 市町村長に代わって行う地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避指示</p> <p>[災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読替適用)]</p> <p>② <u>必要と認める地域の必要と認める</u>居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避等の指示</p> <p>[災害対策基本法第61条(原災法第28条第2項による読替適用)、警察官職務執行法第4条]</p>	釜石海上保安部	<u>必要と認める地域の必要と認める</u> 居住者、滞在者その他の者に対	<p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p> <p>● 防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正</p>
実施機関	担当業務																		
町本部長	<p>地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告、指示</u></p> <p>[災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読替)]</p>																		
県本部長	<p>① 市町村長に代わって行う地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告、指示</u></p> <p>[災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読替適用)]</p> <p>② <u>必要と認める地域の</u>居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示</p> <p>[災害対策基本法第61条(原災法第28条第2項による読替適用)、警察官職務執行法第4条]</p>																		
釜石海上保安部	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のた																		
実施機関	担当業務																		
町本部長	<p><u>必要と認める地域の必要と認める</u>住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避等の指示</p> <p>[災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読替)]</p>																		
県本部長	<p>① 市町村長に代わって行う地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避指示</p> <p>[災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読替適用)]</p> <p>② <u>必要と認める地域の必要と認める</u>居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避等の指示</p> <p>[災害対策基本法第61条(原災法第28条第2項による読替適用)、警察官職務執行法第4条]</p>																		
釜石海上保安部	<u>必要と認める地域の必要と認める</u> 居住者、滞在者その他の者に対																		

<p>めの立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第 61 条(原災法第 28 条第 2 項による読替適用)〕</p>	<p>める避難のための立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第 61 条(原災法第 28 条第 2 項による読替適用)〕</p>	<p>に合わせた修正</p>												
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>													
<p>【町本部の担当】</p>		<p>【町本部の担当】</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>①立退き又は屋内への退避勧告、指示 ②警戒区域の立入制限、禁止、退去の命令</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当業務	総務部	総務班	①立退き又は屋内への退避勧告、指示 ②警戒区域の立入制限、禁止、退去の命令	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部運営部</td> <td>本部運営班</td> <td>①立退き又は屋内への退避指示 ②警戒区域の立入制限、禁止、退去の命令</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当業務	本部運営部	本部運営班	①立退き又は屋内への退避指示 ②警戒区域の立入制限、禁止、退去の命令	<p>★現状に合わせた町の修正</p>
部	班	担当業務												
総務部	総務班	①立退き又は屋内への退避勧告、指示 ②警戒区域の立入制限、禁止、退去の命令												
部	班	担当業務												
本部運営部	本部運営班	①立退き又は屋内への退避指示 ②警戒区域の立入制限、禁止、退去の命令												
<p>第 3 実施要領 1 注意喚起 [略] 2 避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示等</u> (1) 避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示及び報告</u> ○ 実施責任者は、内閣総理大臣指示があった場合には、その指示に基づき、避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示</u>を行う。この場合において、町本部長は、速やかにその旨を県本部長及び原子力</p>		<p>第 3 実施要領 1 注意喚起 [略] 2 避難のための立退き又は屋内への退避の指示等 (1) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示及び報告 ○ 実施責任者は、内閣総理大臣指示があった場合には、その指示に基づき、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行う。この場合において、町本部長は、速やかにその旨を県本部長及び原子力災害対策</p>		<p>◇岩手県地域防災計画に合わせた修正 ◇岩手県地域防災計画に合わせた修正</p>										

	<p>災害対策本部長に報告する。</p> <p>○ [略]</p> <p>(2) 避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示の内容</u></p> <p>実施責任者は、次の内容を明示して、避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示</u>を行う。</p> <p>ア 発令者</p> <p>イ 避難のための立退き又は屋内への避難の別</p> <p>ウ <u>勧告又は指示の別</u></p> <p>エ <u>勧告又は指示の日時</u></p> <p>オ <u>勧告又は指示の理由</u></p> <p>カ <u>勧告又は指示の対象地域</u></p> <p>キ 避難のための立退き又は避難先</p> <p>ク 避難のための立退き又は避難する場合の経路</p> <p>ケ その他必要な事項</p> <p>(3) 避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示の周知</u></p> <p>ア 地域住民への周知</p> <p>○ 実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告又は指示の内容</u>を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）、広報媒体（テレビ、ラジオ等）、携帯端末の緊急速報メール機能など多様な手段の活用によって、直ちに地域住民等への周知徹底を図る。</p> <p>[略]</p>	<p>本部長に報告する。</p> <p>○ [略]</p> <p>(2) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の内容</p> <p>実施責任者は、次の内容を明示して、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行う。</p> <p>ア 発令者</p> <p>イ 避難のための立退き又は屋内への避難の別</p> <p>ウ 指示の日時</p> <p>エ 指示の理由</p> <p>オ 指示の対象地域</p> <p>カ 避難のための立退き又は避難先</p> <p>キ 避難のための立退き又は避難する場合の経路</p> <p>ク その他必要な事項</p> <p>(3) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の周知</p> <p>ア 地域住民への周知</p> <p>○ 実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の指示の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）、広報媒体（テレビ、ラジオ等）、携帯端末の緊急速報メール機能など多様な手段の活用によって、直ちに地域住民等への周知徹底を図る。</p> <p>[略]</p>	<p>◇岩手県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>■所要の修正</p> <p>■所要の修正</p> <p>■所要の修正</p>
--	---	---	--

	<p>○ 避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告</u>又は指示の周知に当たっては、必要に応じ、避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。</p> <p>イ 関係機関相互の連絡</p> <p>実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の<u>勧告</u>又は指示（緊急）を行った場合は法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。</p> <p>(ア) <u>避難勧告</u>又は<u>避難指示（緊急）</u>を行った者</p> <p>(イ) 避難のための立退き又は屋内への退避の別</p> <p>(ウ) <u>避難勧告</u>又は<u>避難指示（緊急）</u>の別</p> <p>(エ) <u>避難勧告</u>又は<u>避難指示（緊急）</u>の理由</p> <p>(オ) <u>避難勧告</u>又は<u>避難指示（緊急）</u>の発令時刻</p> <p>(カ) <u>避難勧告</u>又は<u>避難指示（緊急）</u>の対象地域</p> <p>(キ) 避難のための立退き先又は退避先</p> <p>(ク) 避難のための立退者数又は退避者数</p> <p>[略]</p>	<p>○ 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の周知に当たっては、必要に応じ、避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。</p> <p>イ 関係機関相互の連絡</p> <p>実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行った場合は法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。</p> <p>(ア) 避難指示を行った者</p> <p>(イ) 避難のための立退き又は屋内への退避の別</p> <p>(ウ) 避難指示の理由</p> <p>(エ) 避難指示の発令時刻</p> <p>(オ) 避難指示の対象地域</p> <p>(カ) 避難のための立退き先又は退避先</p> <p>(キ) 避難のための立退者数又は退避者数</p> <p>[略]</p>	<p>◇岩手県地域防災計画に合わせた</p>
--	--	--	------------------------

第4章 災害復旧計画

頁	現計画	修正案	備考
4-3-1	<p>第3節 健康確保等計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県及び町は、相互に連携し、健康に不安等を感じる町民等（広域一時滞在により町内に滞在する町外からの避難者を含む。以下、この節において同じ。）に対し、健康相談を実施するとともに、町民等の健康確保に関し、必要と認めるときは、調査その他の必要な対策を実施する。</p>	<p>第3節 健康確保等計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県及び町は、相互に連携し、健康に不安等を感じる町民等（<u>広域避難又は</u>広域一時滞在により町内に滞在する町外からの避難者を含む。以下、この節において同じ。）に対し、健康相談を実施するとともに、町民等の健康確保に関し、必要と認めるときは、調査その他の必要な対策を実施する。</p>	<p>●防災基本計画及び法令等の改正に伴い県の修正に合わせた修正</p>